

国指定史跡二子塚古墳保存活用計画（素案）



平成 30 年 1 月

太 子 町

太子町教育委員会

国指定史跡二子塚古墳保存活用計画

目 次

第1章	保存活用計画策定の沿革・目的	(P. 3)
第1節	保存活用計画策定の目的と対象範囲	(P. 4)
第2節	保存活用計画策定の経過	(P. 4)
第2章	史跡二子塚古墳の概要	(P. 6)
第1節	史跡指定の概要	(P. 6)
第2節	史跡をとりまく環境	(P. 10)
第3節	二子塚古墳の発掘調査	(P. 20)
第3章	史跡二子塚古墳の価値	(P. 29)
第1節	各地区の各構成要素	(P. 29)
第2節	二子塚古墳の本質的価値	(P. 30)
第3節	二子塚古墳の本質的価値を構成する要素	(P. 31)
第4章	史跡をとりまく現状と課題	(P. 33)
第1節	I地区の現状と課題	(P. 33)
第2節	II地区の現状と課題	(P. 36)
第3節	関連法令と関連計画	(P. 39)
第5章	大綱・基本方針	(P. 41)
第6章	保存	(P. 43)
第1節	保存管理の地区区分	(P. 44)
第2節	保存管理の方針	(P. 45)
第3節	現状変更の内容と許可・届出	(P. 47)
第4節	地区区分ごとの現状変更等の取扱い基準	(P. 48)
第5節	追加指定及び公有地化	(P. 49)
第6節	周辺環境の保全	(P. 50)
第7章	活用	(P. 50)
第1節	活用の方針	(P. 50)
第2節	段階的な活用計画	(P. 51)
第3節	短期計画	(P. 51)
第4節	中・長期計画	(P. 52)
第8章	整備	(P. 53)
第1節	整備の方針	(P. 53)
第2節	短期計画における整備の方法	(P. 53)
第3節	中・長期計画における整備の方法	(P. 54)
第9章	管理運営・体制の整備	(P. 56)
第1節	管理運営・体制の方針	(P. 56)
第2節	管理運営・体制の整備の方法	(P. 56)
第10章	行動計画の策定・実施	(P. 57)
第11章	経過観察	(P. 58)
第1節	方向性	(P. 58)
第2節	方法	(P. 58)

第1章 保存活用計画策定の沿革・目的

第1節 保存活用計画策定の目的と対象範囲

1. 保存活用計画策定の目的

史跡二子塚古墳は、大阪府南河内郡太子町の二上山西麓に伸びる丘陵上に立地する全国的にも珍しい双方墳で、江戸時代の『河内名所図会』にはすでに「二子塚」として紹介され、明治時代以降、梅原末次ら研究者による現地調査により学界に広く知られることとなった。昭和31年には土砂採取による古墳の損壊を受けて、北野耕平らの実測調査が実施された。調査の結果、東西に2つの方墳が接続する双方墳で両墳丘には無袖の石室が内蔵され、その内部に縄掛け突起の消滅した蒲鉾形の家形石棺が納められていることが明らかにされた。これらの石室・石棺は共に規模・形状が相似形をなし、他に類例をみない特徴をもち、方墳が2基接続した墳形、極小化した横穴式石室、退化した特徴的な石棺など古墳終末の姿を示す重要な古墳と評価され、昭和31年11月28日に国の史跡に指定された。

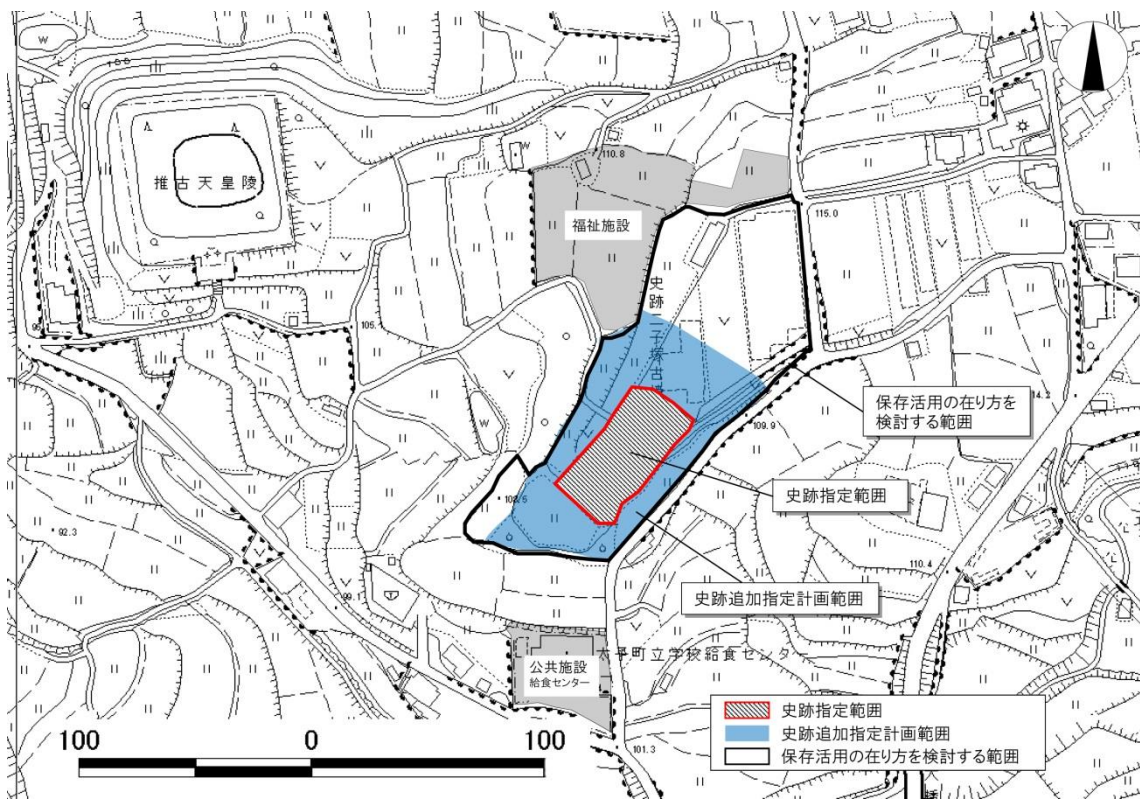
史跡指定後は、昭和32年の公有化以後、町が桜の植栽や来訪者用の通路などを設置し維持管理しているが、現在は経年により墳丘や内部施設の劣化が進んでおり、適切な保存管理が急務となっている。また、町立竹内街道歴史資料館友の会や太子町観光ボランティア「太子・街人の会」などの活発な活動により、地域の歴史資源の活用へ期待が高まってきている。このようなことから、太子町を代表する貴重な歴史的文化遺産である史跡二子塚古墳の適切な保存管理を図り、さらに整備活用を推進することを目的として保存活用計画（以下「本計画」という。）を策定するものである。



史跡二子塚古墳の位置

2. 保存活用計画の対象範囲

史跡二子塚古墳は、古墳時代終末期の双方墳として、東西墳丘と内蔵される石室などから構成され、公簿面積 1,090 m²が史跡指定されている。この史跡指定範囲は高まりのある部分に限られるが、平成 28・29 年度の範囲確認調査では周囲に古墳に関連する遺構が検出され墳丘の規模が拡大し、北側には墳丘裾にテラスと加工斜面が広がることが明らかになり、古墳周囲の範囲では史跡追加指定を計画している。また、史跡の周囲は民有地の農地と水路に囲まれており、隣接する町道には町が整備した東側進入路と北側の観光農道が接続しているのみで、いずれも狭隘道路である。これら古墳周囲の地区については史跡二子塚古墳と密接に関わるものであり、史跡と一体的な保存管理や活用が望まれる。そのため保存活用計画策定の対象範囲は、法的には史跡指定地のみであるが、史跡二子塚古墳のバッファゾーンの空間でもあるこれら周辺地域についても（下図の保存活用のあり方を検討する範囲）、地権者や関係機関等の理解と協力を得ることを前提として、土地の保存管理や史跡と一体となった活用のあり方を検討するものとする。



保存活用計画策定の対象範囲

第2節 保存活用計画策定の経過

1. 保存整備検討委員会の設置と検討事項

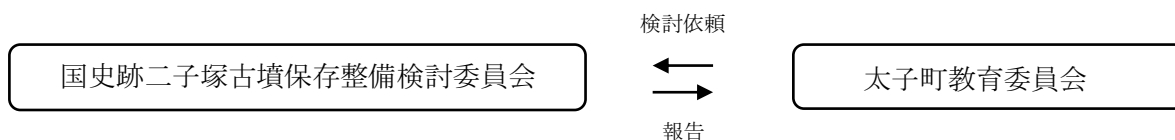
保存活用計画の策定作業にあたっては、平成 27 年 9 月 17 日に太子町教育委員会が国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会を設置した。

太子町教育委員会は、国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会に対し、史跡二子塚古墳を構成する諸要素の把握及び史跡指定地外の周辺環境を構成する要素の将来的な保存管理と整備・活用の在り方について、また現状変更等の取扱方針及び取扱基準について史跡二子塚古墳の保存活用計画について検討を依頼した。

これを受けて、国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会は平成30年2月9日（未定）に太子町教育委員会へ「国指定史跡二子塚古墳保存活用計画」案を報告した。

国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会の位置づけと関係及び構成、検討の経過と会議の開催状況等は以下のとおりである。

<検討委員会の位置づけ>



<国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会の構成>

○委員

竹谷 俊夫	大阪大谷大学教授・考古学	委員長
森下 章司	大手前大学教授・考古学	副委員長
上野 勝己	元町立竹内街道歴史資料館長・考古学	
内田 和伸	奈良文化財研究所室長・遺跡整備	
市 大樹	大阪大学大学院准教授・古代史	

○指導・助言

山下 信一郎	文化庁文化財部記念物課文化財調査官
中西 裕見子	大阪府教育委員会事務局文化財保護課副主査 (H28年度から大阪府教育庁文化財保護課総括主査)
木村 啓章	大阪府教育委員会事務局文化財保護課技師 (H29.3まで) (H28年度から大阪府教育庁文化財保護課)
原田 昌浩	大阪府教育庁文化財保護課技師 (H29.4から)

○事務局

勝良 憲治	太子町教育委員会教育長
貴治 義文	太子町教育委員会事務局教育次長 (H28.6まで)
今川 新八	太子町教育委員会事務局教育次長 (H28.7から)

上田 周治
鍋島 隆宏

太子町教育委員会事務局生涯学習グループ課長
太子町教育委員会事務局生涯学習グループ主任
(H28年度から7月から生涯学習課)

<国史跡二子塚古墳保存整備検討委員会開催経過>

内容	開催日・開催場所	検討項目等
第1回 検討委員会	平成27年10月8日(木) 太子町役場	・史跡二子塚古墳の整備と保存活用計画策定について ・史跡の特徴について
第2回 検討委員会	平成27年11月22日(日) 太子町役場	・保存活用計画の基本方針について ・二子塚古墳の測量調査と内容確認調査計画について
第3回 検討委員会	平成28年3月16日(水) 太子町役場	・保存活用計画の構成について ・計画の対象範囲と範囲確認調査計画について
第4回 検討委員会	平成28年6月29日(水) 太子町役場	・地区区分と保存管理の方法について
第5回 検討委員会	平成28年11月21日(月) 太子町役場	・整備・活用について ・航空レーザ測量と地中レーダー探査結果について
第6回 検討委員会	平成29年3月24日(金) 太子町役場	・運営及び体制整備について ・平成28年度の確認調査結果について ・平成29年度の確認調査計画について
第7回 検討委員会	平成29年6月19日(月) 太子町役場	・現状変更等の取扱方針及び取扱基準について ・史跡の追加指定について ・今後の課題について
第8回 検討委員会	平成29年11月24日(金) 太子町役場	・保存活用計画(案)について ・範囲確認調査結果と史跡の追加指定について
第9回 検討委員会	平成30年2月9日(月) 太子町役場(未定)	・パブリックコメントの保存活用計画への反映について ・保存活用計画(案)について

第2章 史跡二子塚古墳の概要

第1節 史跡指定の概要

1. 指定に至る経緯

史跡二子塚古墳は大正5年12月28日付の大阪府知事による開墾許可に基づき、所有者により大正6年1月に西墳丘の開墾に着手したところ石室と石棺が発見された(※1)。この結果、開墾は中止され所有者により保存されてきた。その後、古墳保存の負担によ

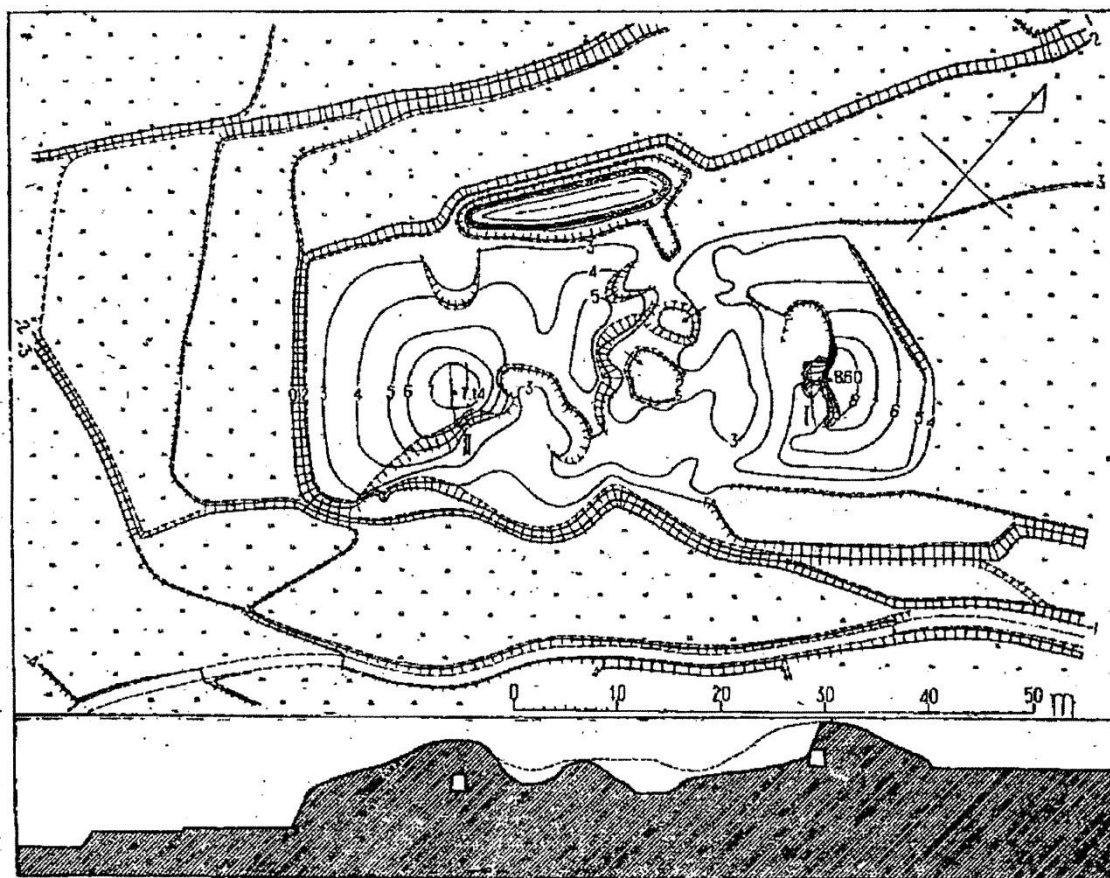
る所有者の窮状が訴えられ、公的な支援が求められるなかで、昭和 31 年 4 月 15 日の新聞紙上で古墳売却を希望する記事が所有者により掲載された。

このような中で、古墳の保存に危機感をもった北野耕平と府立河南高校考古学クラブによる測量調査が同年 4 月 29 日から 5 月 6 日に行われ、この際に双方墳という特殊な形状を示すこと、東西墳丘の石室には漆喰が塗られていることなどが確認され、改めて古墳の重要性が認識されることとなった(※2)。

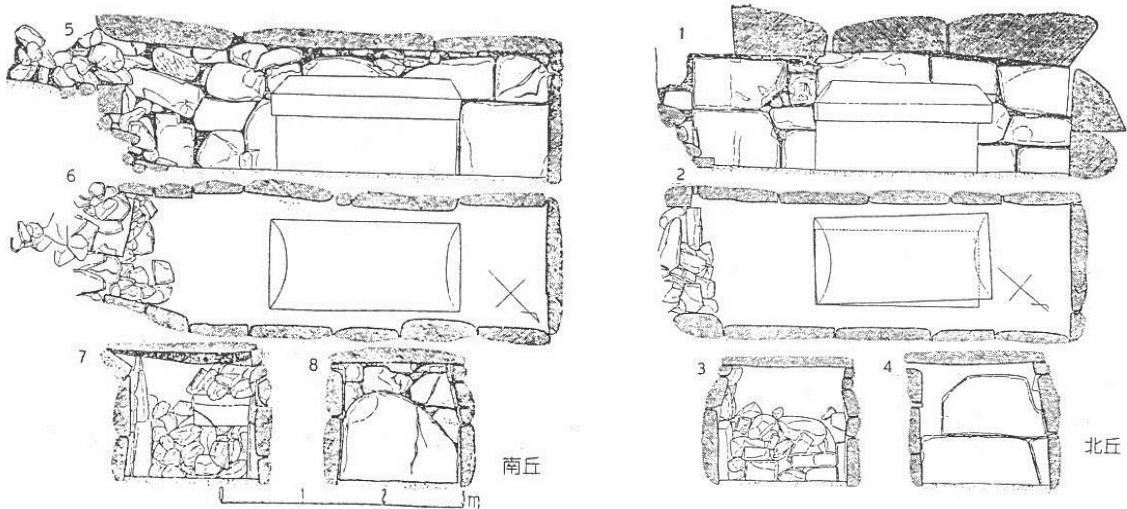
同年 6 月 3 日には古代学研究会と関西古墳を守る会(いずれも責任者森浩一)による売却の中止と永久保存を要望する声明書が文部省文化財保護委員会・大阪府知事・大阪府教育委員会教育長あてに提出された。また、同年 6 月に山田村役場も保護の重要性和所有者と村の財政の窮状を訴えた上申書を国へ提出し、大阪府教育委員会は、所有者への補償について考慮を求める意見を付して文部省文化財保護委員会へ進達している。この結果、同年 11 月 1 日に仮指定通知、11 月 17 日には史跡として答申された旨の通知、同年 11 月 28 日付の文化財保護委員会の官報告示 713 号をもって国の史跡に指定された。

(※1) 梅原末次「河内國山田村二子塚古墳調査報告」『人類学雑誌』第 31 卷第 5 号 1915

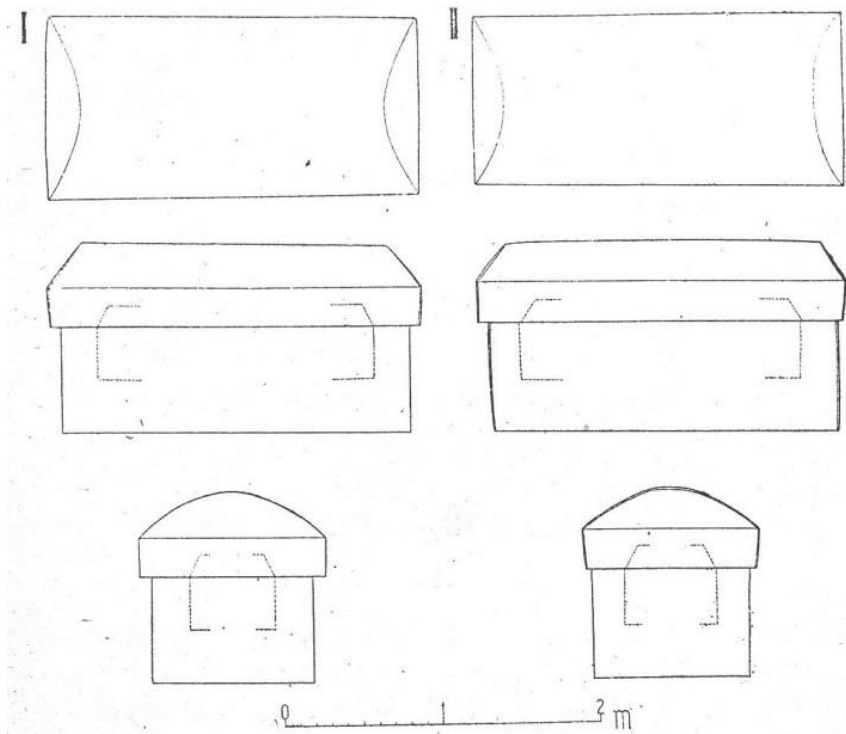
(※2) 北野耕平「河内二子塚調査概報」『古代学研究』19 1958



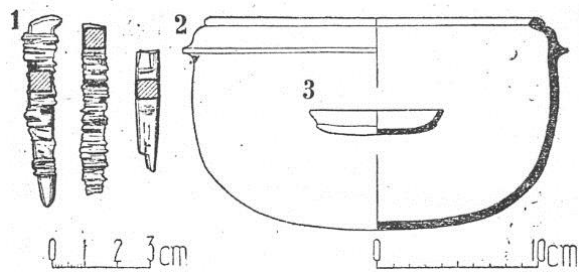
二子塚古墳墳丘測量図(昭和 31 年)北野 1956 より転載



二子塚古墳石棺実測図／北野 1958 より転載



二子塚古墳石棺実測図／北野 1958 より転載



二子塚古墳出土遺物実測図／北野 1958 より転載

2. 指定の状況

(1) 指定告示

官報告示：昭和 31 年 11 月 28 日付け 文化財保護委員会告示 第 73 号
(官報号外第 55 号)

(2) 指定の概要

名 称：二子塚古墳

種別：史跡

指定年月日：昭和 31 年 11 月 28 日

指定基準：一、貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡

所在地：大阪府南河内郡太子町大字山田 3385 番地

指定面積：1,090 m² (公簿)

指定説明：

大字山田にあり、推古天皇陵の東方約 200m の傾斜地をなす段丘上に位するもので、二基の方形の墳丘が西南方から東北方にわたって並列し、あたかも主軸の長さ約 60m の双方墳の形式をなしている。それぞれの墳丘に口を東南に開く横穴式石室があり、いずれも石棺が存する。石室は長方状の箱形を呈するもので、東北方に存するものは、長さ約 5 m、幅約 1.80m、高さ約 1.60m、西南方のものは長さ約 5.30m、幅約 1.50m、高さ約 1.55m を有し、壁面に漆喰の痕跡をとどめている。石棺はそれぞれ石室のほぼ中央に存するもので、身は刳抜き式で外法長さ約 2.20m、幅約 1 m、高さ約 0.70m を有し、一枚石よりなる蒲鉾状の蓋がこれを掩うている。

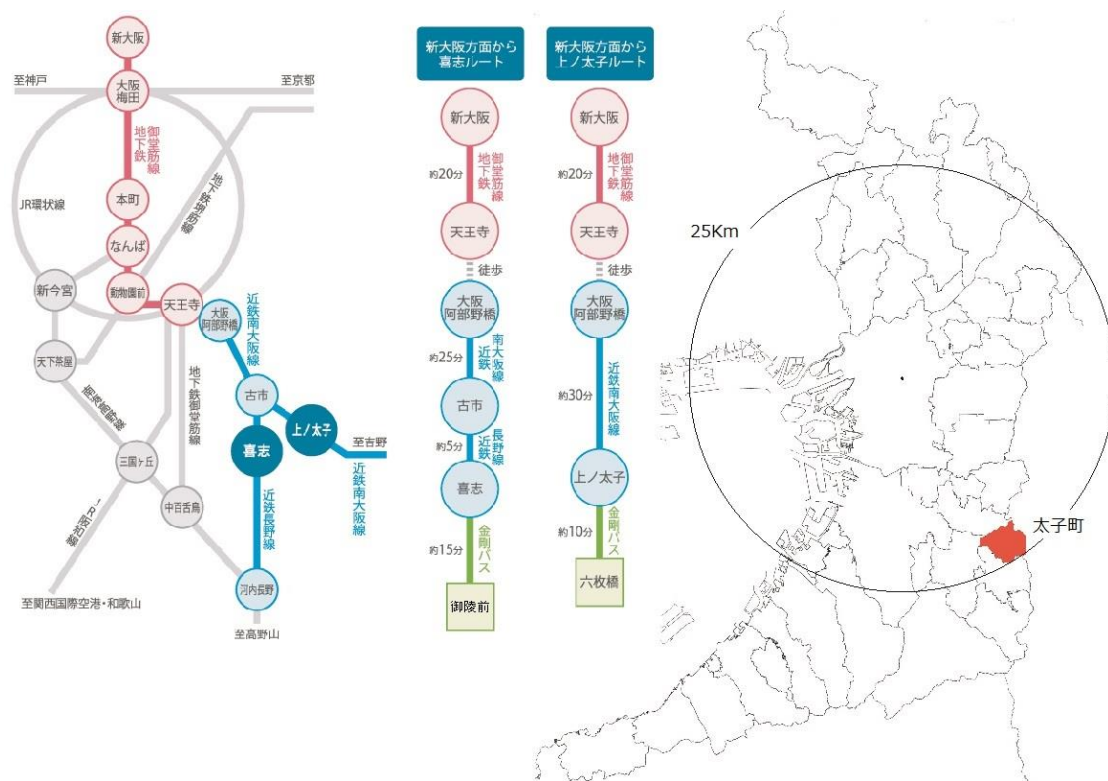
この古墳は、あたかも、双方墳の形式を示し、それぞれ雄大な石棺をもつ石室をそなえており、終末期に属する古墳として稀有の事例に属するものであり、学術上の価値が高い。

第2節 史跡をとりまく環境

1. 太子町の地勢

太子町は大阪府の南東部に位置し、北に羽曳野市、西に石川を介して富田林市と接し、南は河南町、東は奈良県の香芝市と葛城市と接しており、面積は 14.17 km²である。

金剛・葛城山系の二上山からなだらかに西へ広がる丘陵と、西に北流する金剛山に端を発する石川にかこまれた地に、古くは二上山のサヌカイト等の特徴的な火成岩の産地として、また古代には町名の由来でもある聖徳太子御廟が営まれ、大和への玄関口として万葉集にも詠まれるなど、政治経済の舞台となったことが知られ、現在でも南阪奈道路等の整備により大阪南部と奈良県南部を結ぶ交通の要衝となっている。



太子町の位置とアクセス

(1) 地形・地質

大阪府の南東、金剛山脈の北部の西斜面、南北にのびる多くの断層山脈、その間にはさまれた地溝、その交錯する中に太子町がある。

東は奈良地溝、西は大阪湾の陥没地帯、その間あるいは地塁とも傾動地塊ともいわれる金剛の断層山脈が存在する。第四紀の頃、朝鮮半島方面からの張力により起った槇の尾断層が大和川付近の陥没をおこし、金剛山脈は二分、北は生駒山脈となり、その間に二上火山群が噴出した。この二上火山群を含む標高 300m の西斜面にいわゆる太子丘陵がなだらかに飛鳥川と石川の間を北西に羽曳野市にのびる。

太子町はゆるやかな斜面の浸食された地域でほとんどを占め、堆積された地域は些少で、わずかに石川の東部、梅川をはさんだ地域と、その支流太井川をはさんで葉室にのびる一部分に存在するにすぎず、大阪湾の海水面が高かった頃、石川、梅川による土砂堆積によるものである。

(2) 気候

本町は、瀬戸内気候に支配された比較的温暖な地域であり、気温は年平均 14～15℃、年間降雨量は 1,300～1,400mm となっている。このように比較的雨が少ないため、本町では灌漑用ため池が多くみられる。

(3) 人口

本町の人口は、昭和 40 年の約 5,800 人から以降は増加が続いた。

特に平成 2 年からの 10 年間では、府内でも有数の人口増加を示し、平成 17 年の約 14,500 人で人口増のピークとなる。その後は減少に転じ、平成 29 年は約 13,600 人となった。

平成 18 年を境として、社会増減、自然増減ともに減少傾向に転換している。

5 歳階級別男女別人口で見ると、現在 40 歳代前半に当たる第二次ベビーブーム世代の層の厚みが大きく、この層が生産年齢人口を支えている。また 60 歳代後半にあたる第一次ベビーブーム世代（団塊の世代）の層も厚くなっており、二つのベビーブーム期の人口が膨らんだ「ひょうたん型」を示す。

15 歳未満・64 歳まで・65 歳以上で別けた階層別人口で見ると、人口減少に伴い、年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあるが、高齢者人口（65 歳以上）については増加している。

(4) 産業構成

平成 24 年事業所統計調査では、太子町の事業所は 421 件、従業者数は 2,778 人となっている（公務除く）。本町では卸・小売、製造業、不動産・賃貸、医療・福祉等に関わる状業者が主要な構成者となっている。

(5) 農林業

本町では、大都市近郊の特性を活かした、なす、きゅうりを主体とする軟弱野菜や、ブドウ、ミカンを主体とする果樹園芸作物が主となっている。

一方で、農家の高齢化、後継者不足などによる耕作放棄地の対策が課題となっている。平成 27 年では、経営耕地面積 127ha のうち、39ha、約 30%が耕作放棄地となっており、農地の保全や活用が今後のまちづくりの大きな課題になるものと考えられる。

林業については、山林所有規模が零細であり、産業としては成り立ちにくいのが実情であるが、本町の豊かなみどりを構成する要素の一つであるとともに、山地災害防止の機能を有していることから、山林の適切な維持管理を行い、保全に努めことが求められている。

(6) 工業

本町の工業は、平成 16 年では事業所数は 34 件、従業者数は 434 人、製造品出荷額等は 8,720 百万円であったが、平成 26 年では事業所数は 20 件、従業者数は 398 人、製造品出荷額等は 14,314 百万円となり、事業所数、従業者数は減少しているが、製造品出荷額等は増加している。

(7) 商業

本町の商業は、小売業でみると、平成 16 年では店舗数は 92 件、従業者数は 394 人、年間商品販売額は 5,736 百万円であったが、平成 26 年では店舗数は 55 件、従業者数は 286 人、年間商品販売額は 3,940 百万円となり、店舗数、従業者数、年間商品販売額のいずれも減少している。

(8) 土地利用

本町の法規制としては、国定公園区域が505ha、近郊緑地保全区域が548ha指定されている。また、農業振興地域が708ha、その内農用地区域が229ha指定されている。

土地利用現況を都市計画基礎調査(平成27年度)によりみると、農地416.5ha(29.4%)、山林が523.0ha(36.9%)で、あわせて全体の約7割を占めている。また、宅地は200.7ha(14.2%)であり、その他が276.8ha(19.5%)となっている。

(9) 道路・交通

本町の道路体系としては、国道166号、府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線、同美原太子線(新)及び同香芝太子線、町道六枚橋太子線(旧府道美原太子線)を主軸として、都市計画道路太子中央線や南河内グリーンロードのほか、各集落間を結ぶ幹線的な町道等により骨格となる道路が形成されている。

特に、都市計画道路太子中央線は府道美原太子線を経て南阪奈道路に接続され、町域の南北を繋ぐ重要な役割を担っている。このうち、府道美原太子線（新）（都市計画道路富田林太子線）は、外環状線（国道170号）及び府道柏原駒ヶ谷千早赤阪線と国道166号を東西方向に連絡する道路であり、大阪と奈良方面を結ぶ幹線道路としての機能が高まってきた。

平成16年3月に南阪奈道路が開通し、インターチェンジが開設されたことにより、関西国際空港や大阪都心部、奈良県中和地域へのアクセスとして新たな広域道路網が形成され、地域振興の発展が期待されている。

（10）公園・緑地

本町は、二上山などの山林や農地など豊かなみどりを有している。また、社寺、陵墓等の樹木などにより、歴史的な環境を特徴づけるみどりも各所に分布している。これらのみどりは、個性あるまちづくりを展開していくうえでの大きな資源となる。

一方、市街地においては、面的な整備事業等にあわせて都市公園の確保が図られ、現在、都市計画公園としては街区公園が8箇所整備されているほか、その他の都市公園として11箇所が整備されている。

（11）下水道

本町の下水道事業は、大和下流東部流域関連公共下水道として平成2年に事業着手し、平成5年より一部供用を開始した。平成28年度末で下水道普及率は93.6%、水洗化率は88.8%、処理面積は239.0haとなっている。

今後は、人口減少による下水道使用料の減少、下水道建設に係る町債償還のピークを迎え、歳出における公債費の金額の増大、および施設の法定耐用年数を超える施設の急増による老朽化、耐震性の不足といった課題が懸念されている。

現在は、ほぼ市街化区域の整備については終了しており、市街化調整区域での整備は住民意向を踏まえる必要がある。

（12）教育・福祉施設等

本町には、教育・福祉施設として、町立の幼稚園1園、小学校2校、中学校1校、私立の認定こども園1園、保育園2園、中学校1校、高等学校1校がある。また、福祉施設として、町立の保健センターや福祉センター、その他の施設として町立の竹内街道歴史資料館や竹内街道交流館、まちづくり観光交流センター、総合スポーツ公園が整備されている。

(13) 観光・レクリエーション

本町には、緑豊かな自然の中に、聖徳太子御廟、竹内街道、二上山など古代より受け継がれた数々の歴史的資源が集積している。これらの資源を活用し、歴史探訪モデルコースが設定されるなど、観光面での活用が図られている。

これらを活用し、春には1万個のろうそくを灯す太子聖燈会、竹内街道のライトアップや沿道ギャラリーが開かれる竹内街道灯路祭りなどの住民主体のイベントが開催されている。

また、観光農園や、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」、上の太子みかん園、たいし聖徳市では住民が主体となり地域の農業や産業を活用した運営が展開されている。さらに平成24年には、太子町観光・まちづくり協会が発足し、観光振興事業に取り組んでいる。



竹内街道灯路祭り



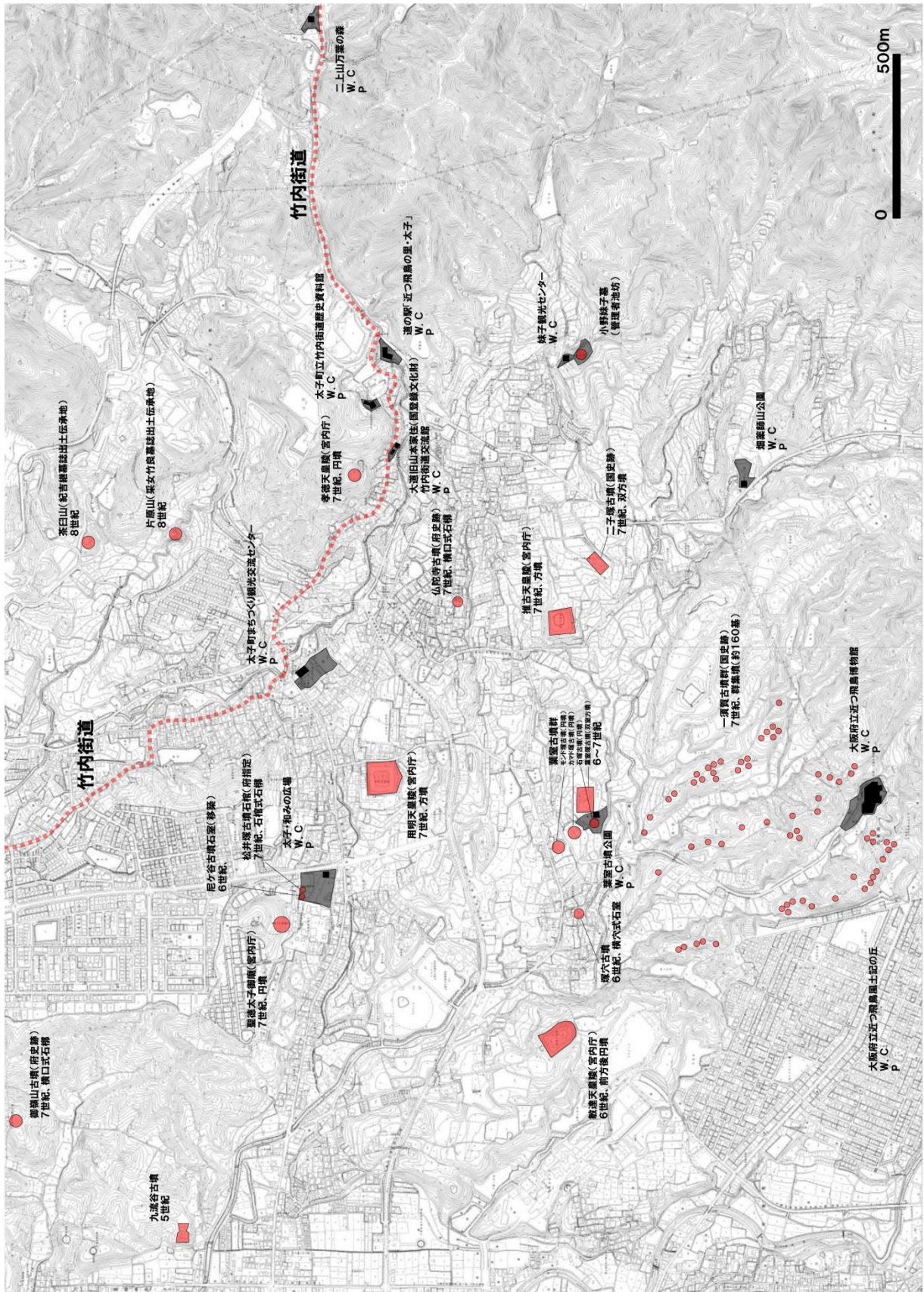
たいし聖徳市



聖灯会



たいしくんと道の駅「近つ飛鳥の里・太子」



史跡二子塚古墳周辺の関連位置図

2. 歴史的環境

太子町域では、旧石器時代から中世に至るさまざまな遺跡が確認されているが、ここでは、石川中流域をなす磯長谷を中心とした古墳時代終末期以前の様相からみた当地域の特性、二子塚古墳が築造された古墳時代後期から終末期の古墳群形成の背景、そして、その後の奈良・平安時代以降の様相について述べる。

(1) 古墳時代以前の太子町

太子町の歴史の始まりを象徴する山としてよく知られているのが、二上山である。二上山周辺では、2千万年から3千万年前にかけて大規模な火山活動が繰り返され、この火山活動によって特徴的な岩石類が生成されている。その一つであるサヌカイトは、旧石器時代から縄文・弥生時代を経て、石器の原材料として近畿一円で広く利用された。二上山北麓一帯には、サヌカイト原石採掘に関する遺跡が広く分布し



二上山の遠景

ており地獄谷遺跡群や今池遺跡が知られ、ナイフ形石器などが出土している。

縄文時代の遺跡は、町域内ではあまり多くないが、北東部の地獄谷遺跡や南部の植田遺跡などで、土器などの遺物が若干発見されており、中でも西部のミヤケ北遺跡では晩期の竪穴式住居跡と土器棺墓が検出されている。

弥生時代の遺跡は、前・中期にかけてほとんど知られていないが、後期に至ると石川を望む丘陵上などに多くの高地性集落が営まれるようになる。広く石川流域を視野に入れると、前・中期に左岸の段丘上に立地する富田林市の中野遺跡や喜志遺跡などが衰退し、後期に石川右岸の丘陵上に御嶺山遺跡や東山遺跡、葉室西峰遺跡などが新たに出現する。これらの弥生後期の高地性集落が集約されて出現するのが、左岸の尺度遺跡や右岸の伽山遺跡や上所遺跡などの古墳時代前期の集落であると考えられる。そして、この集落の再編にあわせて出現するのが石川流域の前期古墳である。よく知られるのは、左岸の丘陵上に所在する全長 60mの前方後円墳の富田林市真名井古墳であり、この古墳が当



鹿谷寺出土銅鐸

地域の首長墓系譜の嚆矢である。その後、太子町域では前期末頃に前方後方墳である九流谷古墳が営まれる。その周辺では、古墳時代中期の埴輪片が多量に採集されている。

(2) 二子塚古墳と磯長谷古墳群の時代

太子町域に所在する磯長谷古墳群（しながだにこふんぐん）は、6世紀後半から7世紀の天皇陵古墳を中心とした古墳時代終末期の大古墳群として注目される、江戸時代の『河内名所図会』にも梅鉢御陵と記され、敏達・用明・推古・孝徳天皇陵古墳と聖徳太子御廟をはじめとした、多くの古墳が狭い谷に所在し「王陵の谷」とも呼ばれる。



推古天皇陵古墳

南端部の山塊には一須賀古墳群が位置し、そこから北西に伸びる丘陵上には、敏達天皇陵古墳が位置する。その北側には、金剛・葛城の山塊から西に向かって伸びる丘陵があり、葉室古墳群（葉室塚古墳、釜戸塚古墳、石塚古墳）や推古天皇陵古墳が位置する。さらに北側にも西へ伸びる丘陵があり、用明天皇陵古墳をはじめ、尼ヶ谷古墳、長坂古墳、松井塚古墳、仏陀寺古墳などが所在する。なお、これらの古墳に納められていた石棺材として盛んに利用された凝灰岩は二上山産で、奈良時代の石窟寺院である国史跡岩屋・鹿谷寺跡やその周辺に切石場の存在が知られている。

これら王陵を中心とした磯長谷古墳群の形成には、かねてより蘇我氏の動向が影響していたことが指摘されているが、その事象を具体的にどのように把らえるかについては、資料の制約から明らかにしがたい。

磯長谷古墳群の陵墓の名にみえる磯長（科長）の名が及ぶ範囲はおよそその所在地に対応し、中心に聖徳太子の「磯長墓」、用明天皇の「河内磯長原陵」、推古天皇の「磯長山田陵」、西端には敏達天皇の「河内磯長中尾陵」、東端部には孝徳天皇陵の「大阪磯長陵」がある。ただし、用明天皇陵と推古天皇陵は大和より改葬されており、敏達天皇陵は欽明天皇皇后の石姫皇女の葬られた墓である。『日本書紀』では敏達天皇陵は「磯長陵」、聖徳太子墓は「磯長墓」、用明天皇陵の改葬陵は「河内磯長陵」と記される。5つの陵墓中で古いものは591年に葬られた敏達天皇の磯長陵であり、元は石姫の墓でもあるからこの年代を遡る。『延喜式』には石姫墓は磯長原墓とし名称が混乱しているが、磯長で初の陵墓、まさに原（もとの）墓である。次に用明天皇陵で593年に改葬され、聖徳太子は621年に葬られている。推古天皇は628年に竹田皇子の墓に合葬すると記すが、『古事記』には「大野岡上に在りしを後に科長の大き陵に遷す」と記す。

太子町の西端には、「磯長」「磯長田」「磯長谷」という小字名が今も残り、東端の山麓部には式内社の科長神社が所在する。科長神社は『河内名所図会』に級長戸辺命（級長津彦・級長津姫）を祀るとされ、社名に通じ磯長にも通じるものとみられ、境内末社には息長宿禰と葛城高額姫を祀り、息長帯比売すなわち神功皇后降誕の地とも伝え、峠を

越えた葛城地域との関わりをも想起させる。つまり磯長の地は、石姫の磯長原墓を端緒として、二上山麓へと陵墓築造が進められ「山田」と「大坂」を取り込み拡大したと考えられる。大坂は二上山の南北を含む広い範囲であったとみられ、すぐ北に接するであろう「飛鳥戸」地域との関係から、磯長は二上山北麓の穴虫峠付近までは広がっていなかったと考えられる。



科長神社

(3) 二子塚古墳築造以後の太子町

奈良時代には、現在の太子町の中央部から南半一帯が磯長郷とされたと考えられ、およそ『日本書紀』、『古事記』、『延喜式』に記された磯長（科長）名を冠した5つの陵墓が所在する範囲に相当する。北には飛鳥戸郡や後の安宿郡があり、飛鳥戸造が本拠とする郡であったと考えられる。南には錦織郡があり、やはり渡来系氏族が本拠とする地であった。また、北西に位置する羽曳野市古市には古市郡があり、志紀郡から分かれた地域で県犬養氏や高屋氏などが本拠としたことが知られ、太子町域では古代官人であった高屋連枚人や紀吉継の墓誌が出土している。

磯長郷成立の端緒を示す手がかりはないが、太子町内には飛鳥時代から平安時代の集落跡が、二上山麓から石川へ流れる太井川流域でいくつか発見されている。下流域の西部丘陵上に所在する伽山遺跡では、方形区画の内部に飛鳥時代の三面庇建物と倉などが検出されており、中流域の丘陵端部に所在する尺堂遺跡と長野前遺跡では、奈良時代から平安時代の円面硯が出土している。また、伽山遺跡の東端では、奈良時代の凝灰岩製石槨墓である伽山古墓が検出されており、銀製鍔帯が出土している。これらは、一般的な集落ではないと考えられ、磯長郷に所在する陵墓や古墳の管理と関わる遺跡とみられる。



紀吉継墓誌

古代寺院跡は、太子地区の叡福寺と西方院、春日地区の妙見寺跡、山田地区の萬宝蔵院跡が知られ、妙見寺跡と萬宝蔵院跡では白鳳時代の瓦が出土している。また、叡福寺でも境内出土と伝えられる白鳳時代の瓦があり、西方院では奈良時代の複弁蓮華文軒丸瓦と平安時代の建久4年銘軒平瓦（1149）が出土している。

この他、二上山麓には古墳時代から中世に及ぶ凝灰岩採掘跡が多くあり、奈良時代以降には、寺院や宮都の建築石材として盛んに利用されたことが知られ、楠木石切場跡や棕谷石切場跡では、建築部材や中世の石塔部材の切出し痕跡が確認されている。

また、山麓から流れ出す小河川の位置する谷筋の地下からは、金剛砂が採掘され、玉石を磨くために利用されたことが知られ、『続日本紀』には「大坂沙」と記されている。

(4) 近世の太子町

江戸時代には、河内国の多くは大坂城代の支配を確実なものとするために、徳川幕府直轄地とし、藩領や社寺、磨下、代官所支配地に細かく分領し、特に徳川氏支配地では数人の代官に支配させるなど多種多様に分割し、領地転換も盛んにおこなった。太子町においてもこの支配体制が執られた。春日村と太子村では、一部は叡福寺領で、他は徳川氏代官や大坂城代、牧野・石川・松平氏等の支配に転じた。山田村は、代々徳川氏代官の支配下であったが、時に大坂城代の役知となることがあった。葉室村と畑村は、代々石川氏の領地であった。

太子町には、和河国界の二上山を越える峠が二上山の北に穴虫峠、南に竹内峠の2ヶ所があり、古代より交通の要衝であった。近世には、太子町域でも菜種や後期には、綿花による製油業や油粕の製造が行われ、国界を越えた大和と堺・大坂との交易が盛んに行われていた。また、西部では石川が北流して大和川に注ぐが、宝永年間に大和川が堺へ付け替えられる以前は、天満の京橋から柏原・国分・喜志に、堺に流



竹内街道と岩屋越えの分岐点

れてからは堺・国分・喜志と剣先船などが往来し、干鰯、油粕、綿、海産物等が運ばれた。竹内峠を越えて行く竹内街道は、大和から東へ行くと伊勢本街道に通じ、南に転じると大峰山や吉野等に通じる。河内では沿道に西国三十三所観音霊場の第5番札所の葛井寺があり、大和では第6番壺坂寺、第7番岡寺、第8番長谷寺があることから、この頃の竹内街道は、巡礼者や物見遊山の人々で大いに賑わったと考えられる。

(5) 近・現代の太子町

明治元年6月22日に堺県が設置され、堺市街地は政府の直轄となり、太子町域を含む南河内の郡部は司農局の管轄となった。明治2年には南司農局は河内県となり、すぐに廃止され堺県に吸収された。太子町域は、春日村・太子村・山田村・畑村・葉室村が江戸時代より御料所で徳川氏代官所の支配を受けていたが、明治4年7月14日の廃藩置県

によりすべてが堺県の管轄となる。堺県は明治5年に39の区割りを、明治7年には大小区を制定し、当地域は第1大区2・4・5・6小区に属した。明治13年4月14日の郡区編成法により石川郡に属し、明治14年2月7日に堺県が廃止されると大阪府の管轄となった。明治22年4月1日の町村制施行にともない、春日村・太子村・葉室村が合併し磯長村となり、山田村と畑村が合併して山田村となった。昭和31年9月30日には町村合併促進法によって両村を廃止し本町が発足した。

近世末に盛況であった綿糸や河内綿布の製造は、明治時代の洋綿と製品の輸入増大により、太子町一帯では手袋の製造などに転換を遂げる。また、明治以降石灰岩質の土壌を活かしてブドウやミカンの栽培も盛んに行われ、町の主要産業となった。



収穫時期をむかえた巨峰

第3節 二子塚古墳の発掘調査

1. 調査の経過と方法

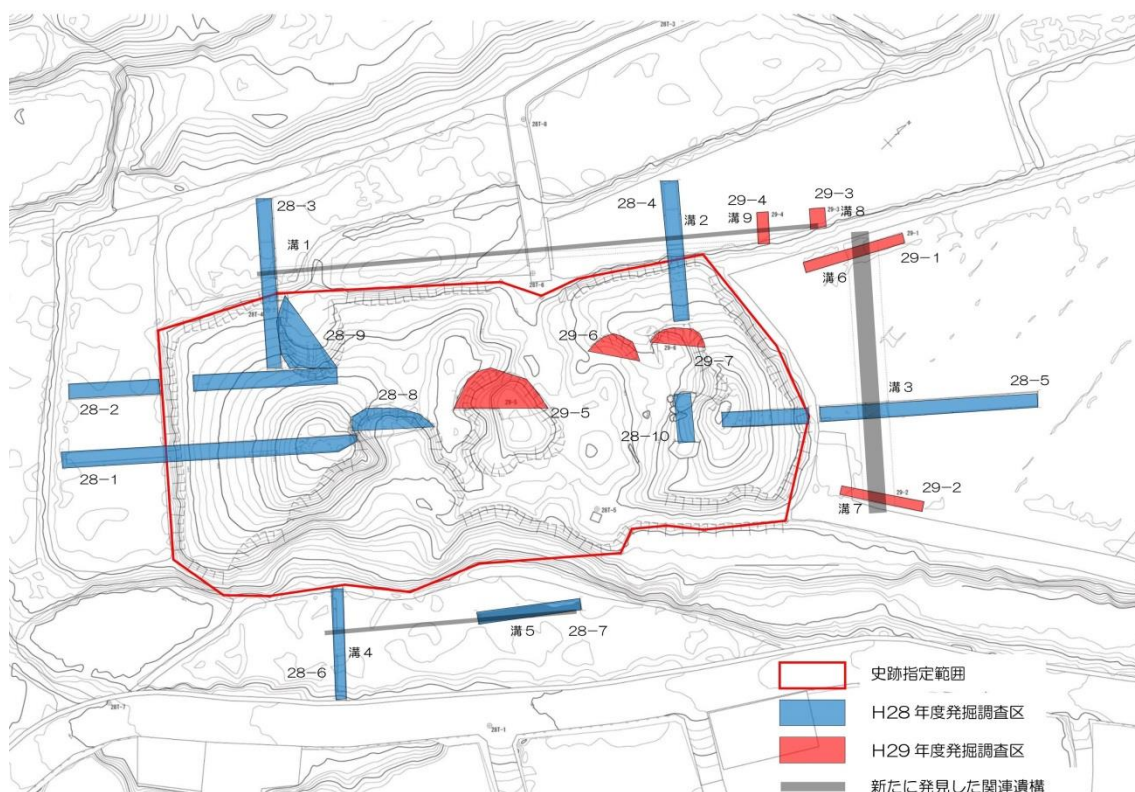
(1) 調査の経過

国指定史跡二子塚古墳は、江戸時代より「二子塚古墳」として『河内名所図会』にも記され、大正4年の梅原末次の調査により、漆喰が塗布された東墳丘石室と凝灰岩製家形石棺の存在が知られていた。その後の開墾により、西墳丘にも同様の石室と石棺が残されていることが明らかになり、昭和31年に北野耕平らの測量・実測調査で、全国的にも珍しい双方墳で、方墳が東西に2基つながっていること、小型化した横穴式石室、退化した蒲鉾形の石棺などが残されており、古墳時代終末期の姿を示すものであることが明らかにされた。

昭和31年には史跡指定され、昭和32年に指定地が公有化されたが、経年による墳丘や石室の劣化が進み、適切な保存管理が急務となっていたことから、町では保存活用計画策定に必要な史跡の情報を得るため、検討委員会の指導の下、内容・範囲確認調査を平成28年度から平成29年度にかけて実施した。また、平成28年度には天理大学考古学研究室遺跡調査チームに依頼して地中レーダー探査を実施し、その成果を活用して調査区の追加設定も行った。その結果、開口している東墳丘石室内が床面まで良好な状態で保存されていることと、墳丘の北側と東側裾部で区画溝と、北側ではその外側にテラスと加工斜面があることを確認し、古墳の規模が拡大することが確実となった。

(2) 調査方法

墳丘周囲の遺構は、すべて発掘調査で検出している。検出した遺構は、保存のため一部掘り下げ土層断面観察による確認を行った。遺構検出および遺構掘り下げの際に出土した遺物は、記録作成後に取り上げ、教育委員会において保管している。記録作成の後、遺構は表面および検出面を土嚢等で保護し、地中に現状保存した。遺構実測図や写真、遺物出土状況等の発掘調査に関わる記録類については教育委員会が保管している。



史跡二子塚古墳発掘調査区位置図（平成 28・29 年度）

2. 発掘調査の概要

(1) 平成 28 年度調査

調査は、かつての測量調査では明らかになっていない墳丘の形状や外表施設の残存状況を確認するため 10 調査区（うち 6・7 は史跡外）を設定して行った。また、現在開口している東の石室内は昭和 31 年の調査で確認された床面まで流入土を除去して行った。

発掘調査の結果、調査区 3～7 で墳丘形状を示す周囲の溝や墳丘上の敷石を発見し、調査区 10 の東墳丘石室内では石敷きの床面と壁面に塗られていた漆喰の堆積を確認した。

また、調査区 8、9 では西墳丘盛土の状況を確認した。

① 各調査区の調査内容

【調査区 1】

西墳丘頂部から西側水田面に設定した。調査区下層から大阪層群の地山面を検出した。さらに下層は灰色粘土層（中位段丘層）である。

墳丘裾部は現代の削平で平坦な地山面となっており、墳丘裾に関する遺構は発見されなかった。崖面の墳丘内に旧地山面と墳丘盛土の境界を確認した。地山の削平状況から墳丘裾は現在より 1.0m 程度広がると推定される。

墳頂部では地表下約 0.1m から築造時の敷石とみられる拳大の礫敷きを検出した。頂部平坦面から西側傾斜面にかけて面的に確認し、墳頂部（H=118.252m）には 5m×3m 以上の平坦面があることが判明した。墳丘中ほどの傾斜変換点付近では墳丘コアの屈曲部を確認し、墳丘に緩い段を持つことが判明した。

【調査区 2】

調査区 1 と平行して墳丘内から西側水田面にかけて設定した。墳丘内で表土下約 0.1m からまばらな拳大の礫敷きを 2 ヶ所検出した。墳丘中ほどの屈曲部と墳丘上端部に敷石があったものと判断される。水田部分は耕作土を除去し、調査区 1 と同じレベルで削平された平坦な地山面を確認した。

【調査区 3】

西墳丘北側の墳丘面から裾部の水田面にかけて設定した。墳丘北側端部で表土下約 0.1m からまばらな拳大の礫敷きを 1 ヶ所検出した。墳丘裾北側では、墳丘内から赤褐色粘質土の地山層が北側に向かって傾斜して崖面に至る。墳丘裾部は近代以降の削平によりすでに失われていたが、現裾から 1.0m で幅 0.4m の断面逆台形の東西溝 1、幅 1.5m の平坦面、人為的な傾斜面が検出された。この結果、墳丘裾は溝の内側まで広がりテラスのあることが判明した。

【調査区 4】

東墳丘北側の墳丘面から裾部の耕作面にかけて設定した。墳丘上端部で表土下約 0.1m からまばらな拳大の礫敷きを 1 ヶ所検出した。墳丘裾北側では、調査区 3 と同じく墳丘内から赤褐色粘質土の地山層が北側に向かって傾斜して崖面に至る。墳丘裾部は近代以降の削平によりすでに失われていたが、現裾から 1.0m で幅 0.4m の逆台形の溝 2、幅 1.5m の平坦面、人為的な傾斜面が検出された。この結果、調査区 3 と同様墳丘裾は断面逆台形の東西溝の内側まで広がり、テラスのあることが判明した。

上層から小ピットと小溝を検出したが、いずれも遺物はなく時期は不明で近世以前の耕作に関する遺構と考えられる。

出土遺物は墳丘上面出土の瓦器碗片 1 点である。

【調査区 5】

東墳丘頂部から東側耕作面にかけて設定した。墳頂部では地表下約 0.1m から築造時の敷石とみられる拳大の礫敷きを検出した。墳丘裾東側では、墳丘内から青褐色粘質土の地山層の平坦面が東側に向かって広がる。墳丘裾は近接する現代素掘り井戸（幅約 2.2m×深さ 1.0m以上）とみられる掘削坑により攪乱を受け失われていたが、墳丘崖面で墳丘内の地山面と盛土の境界を確認した。現裾から約 3.0m の地点で南北溝 3 を検出した。底面付近で墳丘上から崩落したとみられる 10 数点の拳大の礫が出土しており、古墳築造時のものであると推定される。

この結果、墳丘東裾は 3.0m 広がることが判明した。溝 3 から東側は大阪層群の地山層まで削平した平坦面である。

出土遺物は溝 3 上層出土の瓦器碗片 1 点である。

【調査区 6】

地中レーダー探査によって東西方向から墳丘へ L 字に屈曲する異常応答が確認されたため、西墳丘南裾から水田面にかけて設定した。墳丘の南側は土取りにより大きな崖面となっており、西墳丘頂と水田面の比高は約 9.0m ある。墳丘裾に接して現代の暗渠があり、南側へ 3.0m にわたって地山面まで平坦に削平した現水田面を形成していた。さらにその南側で幅 1.2m×深さ 0.6m の溝 4 が検出され、その南側は現地表面から深さ 1.0m で地山面を平坦に削平した旧水田面があった。

旧水田面直下の地山面と溝 4 は、墳丘南裾を示すものと推定される。

【調査区 7】

地中レーダー探査による異常応答が確認されたため、墳丘南の水田面に東西方向で設定した。地表下 0.5m まで現水田耕作土で、調査区東半の北側部分で地山面を確認し、他は調査区 7 の溝 4 と同じ埋土を確認したことから、溝 4 に連続する溝 5 があると判断した。

また、中央部で拳大の礫を充填した幅 0.4m の南北方向の現代の暗渠を検出した。地中レーダー探査の L 字状の異常応答は、この暗渠と溝 4・5 によるものと判断した。

【調査区 8】

長さ約 10.0m×高さ 3.3～1.4m を測る西墳丘東側の土取りによる崖断面を清掃し精査した。墳丘盛土の中心部から東裾にかけての断面はすでに露出していた。土層は大きく三分され、下層は地山層（大阪層群）上・中層は墳丘盛土層である。上層は版築状の暗褐色粘質土と暗灰色砂質土（粘土ブロック）の互層。中層は部分的に 2 から 3 回の整地単位があり、上面にバラスと粘質土で硬質化した層が形成されていた。下層の地山直上（H=114.600～114.800m）には層厚 4cm 程度の炭混じりの焼土層が北東方向に 5.0m に

わたり堆積していた。旧地表面整地の際の痕跡と推定される。焼土層のレベルは東墳丘石室床面とほぼ同じである。

土層は墳丘東側部分において段をつけて傾斜面を成形していることを示しており、東西別々の墳丘をもつ双丘墳であることが判明した。

【調査区 9】

長さ約 10.0m×高さ 2.4～0.3mを測る西墳丘北側の土取りによる崖断面を清掃し精査した。墳丘盛土の中心部から北端部裾にかけての断面はすでに露出していた。土層は大きく二分され下層は地山層（大阪層群）、上層は墳丘盛土層である。土取痕①と同じく、上層は部分的に 2 から 3 回の整地単位があり、上面にバラスと粘質土層により硬質化した層が形成されていた。墳丘北側端部の残存状況が悪く段築は確認できなかった。

【調査区 10】

東墳丘石室内を調査区とした。現況は石棺身の南側小口の盗掘坑上部まで土砂が流入していた。この流入土を除去し、床面の確認と石室内精査を行った。

既往の調査で玄室は長さ 4.95m、高さ 1.65m、幅 1.7mを測り、前面に同じ高さの長さ 0.5m、幅 1.4mの短い羨道が付き、人頭大の礫石を積み上げて閉塞している。側石は切石に近い程度に加工されており、2 から 3 段積み、奥壁は 2 段積み、天井石は 3 石、羨道部は天井石を欠き不明。隙間に礫をつめて漆喰を塗抹していることが判明している。

石棺は蓋が縄掛け突起を欠く上面に稜のない蒲鉾形で、身南側小口には盗掘坑があり、内部から遺物の出土はない。蓋の外法、長さ約 2.38m、幅約 1.13m、高さ約 0.52m、身の外法長さ約 2.25m、幅約 1.02m、高さ約 0.7m、総高 1.21m。

石室開口時に石棺の前面に土師小皿を詰めた中世の羽釜 4 点が並んだ状態で発見されている。

流入土除去は玄室前面から行い、奥側、石棺両側面の順に行った。石棺下約 2cm 程度で 5cm 大の礫敷の床面（H=114.900m）を確認した。石棺底部には礫敷は入らない。礫敷直上では漆喰片が全体に堆積し、石棺前面には漆喰に混じり白色凝灰岩の細片も堆積していた。漆喰片には石材の表面に塗布したものが剥がれ落ちたと思われるものもあった。

玄室の入口部分では、左右で位置が異なるものの袖にあたる部分が確認できた。床面の石敷きは東側袖に合わせており、西袖部分には石敷きのない部分があり、玄室部分を明示していることが判明した。

東墳丘頂部高は 119.053mで、天井石内面高は約 116.650m、石室床面高は 114.900mを測る。したがって天井石上部から墳頂部までの盛土厚は約 2.0m以上である。

出土遺物は玄室前面の礫敷直上で鉄釘が 3 点出土している。また、石敷き直上の漆喰に混じって中世の土師皿片が 2 点出土していることから、中世の盗掘時以降に内壁の漆喰の多くが剥がれ落ちたことが判明した。

②調査成果

平成 28 年度の発掘調査によって、不明であった墳丘形状や周囲の状況を明らかにすることができた。また、東墳丘石室内の保存状況を明らかにすることができた。

- 東西墳丘北裾から 1.0m で東西溝、さらにその北側に幅 1.5m 幅の平坦面と傾斜面を検出し、墳丘裾が北に 1.0m 程度広がり、テラスがあることを確認した。
- 東墳丘東裾から 3.0m で南北溝を検出し、墳丘東裾が 3.0m 広がることを確認した。
- 西墳丘南裾に地山の整形面を検出し、現墳丘南裾から 3.0m 程度広がることを推定できた。
- 東西墳丘墳頂の一部で敷石を検出し、築造当時の形状を一部残していることを確認した。
- 西墳丘崖面の土層精査により東西双丘墳であることが判明した。しかし、土層精査範囲の制約から、東西墳丘間の高まりとの関係は確認できなかった。
- 玄室内の床面で石敷きを検出し、直上で剥落した壁面漆喰の堆積を確認した。

(2) 平成 29 年度調査

調査は、平成 28 年度調査で検出した東墳丘北側裾部の東西溝の東側への延長部と、東側裾部の南北溝の南北への延長部の確認をするため調査区 1～4（すべて史跡外）を設定して行った。また、墳丘盛土の状況を確認するため、中央部高まりの東側土取痕と東墳丘の北側土取跡の調査区 5～7 を精査した。

発掘調査の結果、調査区 1・2 で南北溝の延長部、調査区 3・4 で東西溝の東側延長部にあたる溝を検出し、調査区 5～7 では築造前の旧地表と整地の作業面、墳丘盛土を確認した。

①各調査区の調査内容

【調査区 1】

平成 28 年度調査区 5 で検出した溝 3 の北側延長を確認するために、墳丘東側の耕作面に東西方向に設定した。28 年度溝 3 の延長部にあたる調査区中央付近で幅約 3m 深さ 30 cm 内外の溝 6 を検出した。埋土上層には拳大の礫集積があり、墳丘上の敷石などに関連すると考えられ、溝 6 は古墳築造時のものと推定される。西側肩部は底面から約 10 cm 程度まで残っていたが、西側の現代素掘り溝（幅約 2.2m × 深さ 1.3m 以上）とみられる掘

削坑により攪乱を受け失われていた。墳丘裾側には黄褐色粘質土の地山層の平坦面が広がる。また、東側には表下約0.2mで黄褐色粘質土の地山層の平坦面が広がる。

出土遺物は上層の暗褐色土の包含層から瓦器碗片数点、中層の暗褐色土の包含層から時期の特定できない土師器片数点、溝6上層の礫集積直上に須恵器片が出土している。

【調査区2】

平成28年度調査区5で検出した溝3の南側延長を確認するために、墳丘東側の耕作面に東西方向に設定した。28年度溝3の延長部にあたる調査区中央付近で幅約3m深さ30cm内外の溝7を検出した。埋土下層には黒褐色土腐植土層があり、28年度5調査区で検出した溝3と同じ土層である。西側肩部は底面から約10cm程度まで残っていたが、西側の現代素掘り溝（幅約1.0m以上×深さ1.3m以上）とみられる掘削坑により攪乱を受け失われていた。墳丘裾側では素掘り溝の肩を検出できなかったため地山は確認できていない。また、東側には表下約0.8mで黄褐色粘質土の地山層の平坦面に約0.4mの地山土による整地層があり、溝7はこの整地層の上から掘削されている。

出土遺物は上層の暗褐色土の包含層から瓦器碗片数点、中層の暗褐色土の包含層から時期の特定できない土師器片数点が出土している。

【調査区3】

平成28年度調査区4で検出した東西溝2の東側延長を確認するため、東墳丘北東部の耕作面に南北方向で設定した。調査区南側で、墳丘裾部は近代以降の削平によりすでに失われているが、現裾から約1.0mで幅0.3mの逆台形の溝8を検出したが、調査区中央部で終端となっていた。さらに終端部分は長さ0.4m×0.2mの土坑となり深さ約0.3m程度掘り下げていた。また、北側と東側には焼土層により硬質化した地山の平坦面を検出した。

上層に瓦器細片を含む赤褐色土の包含層があり、その直下に黄褐色粘土の地山面があり、東西溝はこの地山から掘り込んでいる。

出土遺物は無かった。

【調査区4】

平成28年度調査区4で検出した東西溝の東側延長を確認するため、東墳丘北東部の耕作面に南北方向で設定した。調査区南側で、墳丘裾部は近代以降の削平によりすでに失われているが、現裾から約1.0mで幅0.3mの逆台形の溝9、幅1.5m以上の平坦面を検出した。

上層に瓦器細片を含む赤褐色土の包含層があり、その直下に黄褐色粘土の地山面があり、東西溝9はこの地山から掘り込んでいる。

出土遺物は溝9の埋土直上で出土した土師器甕片1点である。

【調査区 5】

長さ約 12.0m×高さ 5.0mを測る中央部高まりの東側の土取りによる崖断面を清掃し精査した。中央部高まりの中心部から東側にかけての断面はすでに露出していた。土層は大きく四分され最下層は地山層（大阪層群）と旧表土、下層は自然地形の整地層、中層は作業面を伴う整地層、上層は粘土塊の盛土層である。中層はほぼ水平な厚さ 2～10 cmの細礫混じりの粘土層を挟んで上下に整地単位があり、レベルは（H=114.600～114.800m）で東墳丘石室床面とほぼ同じである。また、高まりの上面は平坦でレベルは（H=116.000m）となり、およそ東墳丘石室側壁上面にあたる。

粘土塊の盛土層は西墳丘東側墳丘盛土裾の直上に形成しており、中央部高まりが墳丘とは別に東西墳丘間に築盛されたものであることが判明した。

【調査区 6】

長さ約 6.0m×高さ 2.0mを測る東墳丘北西側の土取りによる崖断面を清掃し精査した。墳丘盛土の北西部の東西断面南面はすでに露出していた。土層は大きく三分され下層は地山層（大阪層群）、中層は自然地形の整地層、上層は墳丘盛土層である。中層の整地層上面には 5 mm内外の薄い焼土層が広がり、墳丘中心部に向って緩い傾斜をもって上がっていく。上層は暗褐色砂質土層で部分的に 2 回程度の盛土単位がある。

焼土層は東墳丘石室側壁上面にあたるレベルに向って上がる。

【調査区 7】

長さ約 5.5m×高さ 2.0mを測る東墳丘北側の土取りによる崖断面を清掃し精査した。墳丘盛土の北側中央部の東西断面南面はすでに露出していた。土層は大きく三分され下層は地山層（大阪層群）、中層は自然地形の整地層、上層は墳丘盛土層である。中層の整地層上面には 5 mm内外の薄い焼土層が広がり、墳丘中心部に向って緩い傾斜をもって上がっていく。上層は暗褐色砂質土層で部分的に 2 回程度の盛土単位がある。

焼土層は東墳丘石室側壁上面にあたるレベルに向って上がる。

②調査成果

平成 29 年度の発掘調査によって、平成 28 年度に確認した北側と東側の区画溝の延長を確認した。また、中央部高まりと東墳丘の盛土状況の一部を明らかにできた。

○東西墳丘北裾から 1.0mの東西溝の東側延長を確認し、テラスのあることも確認した。

○東墳丘東裾の南北溝延長を確認し、尾根を南北に貫いて伸びることを確認した。

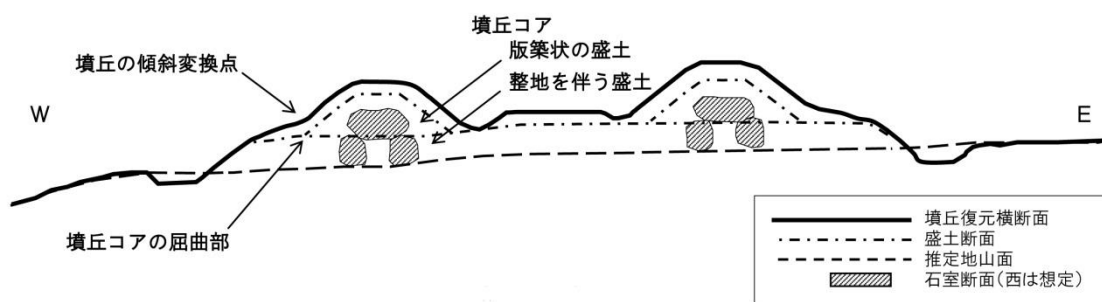
○東西墳丘間の中央部高まりは土層精査により石室などを内蔵する墳丘盛土ではないこと、東西墳丘の整地と盛土と同時進行で構築されたものであることを確認した。

○西墳丘崖面の土層精査により東西双丘墳であり、方墳である可能性が高いことが判明した。

(3) 二子塚古墳の規模と形状

二子塚古墳の墳丘は、北側裾を幅 40 cm の溝、東側裾を幅 2～3m の溝によって区画されており、南側裾は少なくとも地山の段差以上に及んでいたことが明らかである。西側裾は開墾により遺構は失われていたが、東側区画溝から東墳丘石室の中軸線までの距離を、推定される西墳丘石室の中軸線から反転復元した地点までで、東西約 66m、南北約 33m の長方形となる。また、北側には幅 1.5m のテラス、さらに外側には傾斜角約 20 度の加工斜面があり、旧崖地形に移行する。

墳丘は東西墳丘でそれぞれ石室玄室を中心とした墳丘盛土を確認し、墳丘内に盛土の屈曲点を 1 箇所確認したことから、なだらかな 2 段築成の方墳が長方形の墳丘上にあることが確認できた。また、中央部の高まりでは旧地形の整地面と東西墳丘とは異なる土塊積みによる盛土を確認していることから、南北軸の長方形壇であった可能性が考えられる。



二子塚古墳東西断面復元模式図

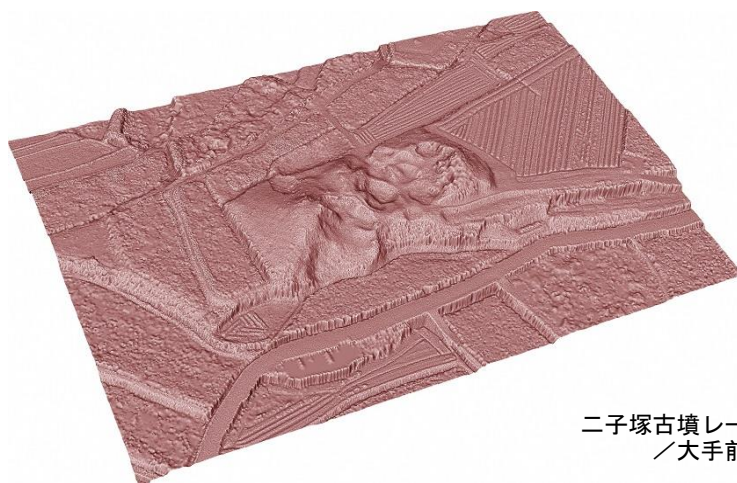


流入土除去後の二子塚古墳東墳丘石室内 (3Dオルソ写真)

第3章 史跡二子塚古墳の価値

第1節 各地区の各構成要素

史跡二子塚古墳は、主として墳丘部を中心とした範囲が史跡指定されているが、第1章第1節2の図で示した範囲を計画対象範囲としている。以下、史跡指定範囲をⅠ地区、保存活用のあり方を検討する範囲のうち追加指定を計画している範囲をⅡA地区、その他の地域をⅡB地区とする。各地区の各構成要素を次のとおり整理する。



二子塚古墳レーザ測量データによる陰影図
／大手前大学・森下章司研究室作成

1. Ⅰ地区

史跡の主要な価値を構成する要素として、二子塚古墳の墳丘と石室、埋蔵されている遺構やそれと密接に関わる地形などがある。副次的な要素として、古墳築造前後の様相を示す遺構と遺物、石室出土の中世土器（所在不明）などが挙げられる。その他の要素としては、遺跡に関する説明板等の史跡の保存及び活用のための施設等の遺跡と密接な関係にある要素がある。

2. ⅡA地区

史跡指定地外で追加指定計画地である。主要な要素として、二子塚古墳の墳丘裾の区画溝やテラス、加工斜面など、埋蔵されている遺構やそれと密接に関わる地形などがある。副次的な要素として、古墳築造前後の様相を示す遺構と遺物などが挙げられる。その他の要素としては、遺跡に関する連絡道路等の史跡の保存及び活用のための施設等の遺跡と密接な関係にある要素の他、遺跡に直接関係しない工作物や農地、道路、電柱などの各種の施設、樹木などがある。

3. ⅡB地区

史跡指定地外でその他の地域。主要な要素として二子塚古墳の築造に関わる旧地形などがある。副次的な要素として、古墳築造前後の様相を示す遺構と遺物などが挙げられる。その他の要素としては、遺跡に関する連絡道路等の史跡の保存及び活用のための施設等の遺跡と密接な関係にある要素の他、遺跡に直接関係しない建築物や工作物、農地、道路、電柱などの各種の施設、樹木などがある。

＜各地区の構成要素の整理＞

地区区分	本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
			史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
I 地区 (史跡指定地)	○古墳の遺構（東西墳丘・石室・石棺・外表施設・敷石）と遺物	○古墳成立前とその後の様相を示す遺構と遺物 ○石室出土の中世土器（所在不明）	○工作物（史跡名称石柱、遺跡説明板）	○植栽したサクラ ○工作物（石垣等） ○木竹、草本
II A 地区 (追加指定計画地)	○古墳の遺構（区画溝・テラス・加工斜面）と遺物	○古墳成立前とその後の様相を示す遺構（遺物包含層）と遺物	○観光緑道 ○連絡道	○工作物（電柱） ○木竹・草本
II B 地区 (その他の地域)	○古墳築造に関わる旧地形（旧地表面・地山）	○古墳成立前とその後の様相を示す旧地形（古墳築造の基盤となった尾根地形）	○連絡道	○建築物（農業用倉庫） ○工作物（電柱） ○木竹・草本 ○水路

第2節 二子塚古墳の本質的価値

ここではI地区（史跡指定地）とII地区（保存活用の在り方を検討する範囲）の本質的価値について整理する。

1. I地区

(1) 古墳の終末期の姿を示す極小化した横穴式石室と最終段階の石棺を内蔵する。

東西墳丘に内蔵された横穴式石室は、最大幅2mを超える巨石を一部に使用したもので、当地域に通有の石室であるが、幅が狭く天井も低く、羨道部も1m内外と短く、最終末期の横穴式石室の好例である。また、ほぼ現位置を保って内蔵されている石棺は2.3mを超える大型の二上山凝灰岩製のもので、屋根の突起等がなく蒲鉾形を呈しており、冢形石棺の最終末期の様相を示すことから、横穴式石室と石棺の関係とその終末期の様相を具体的に示す希少な古墳と言える。

(2) 大型方墳が東西に2基連接した双方墳という希少な墳形をもつ。

東西に2基連接した方墳は、それぞれ20mを超える規模をもち、66m×33mの同時代の古墳では格別の規模を誇る。また、方墳が2基連接した墳形は古墳築造の経緯と葬送の経緯を関連付けて検討できる貴重な事例であり、古墳築造の時代背景の変化と推移を明らかにできるものである。

(3) 同時期の7世紀の陵墓古墳に隣接し、時期や形状が類似し相関関係をもつ。

周囲には隣接して 6 世紀末から 7 世紀代の 5 つの陵墓が所在し、特に近接する推古天皇陵古墳とは立地上密接に関連する。5 世紀から 6 世紀代の陵墓古墳を多く内包する古市・百舌鳥古墳群の後を受けて営まれた太子町の陵墓古墳群は、前方後円墳から方墳への変化を示すことから、内容を明らかにし難い陵墓古墳との関連を考える上で本古墳は重要な位置にあると言える。

(4) 同時期の渡来系の要素が強い一須賀古墳群や横口式石槨墳が近くに所在する。

南に近接して所在する一須賀古墳群は同時期の渡来系の要素が強い群集墳であり、北側には 7 世紀の石棺式横口式石槨墳の仏陀寺古墳と松井塚古墳が隣接して所在する。家族墓の集合である群集墳と個人墓である横口式石槨墳、そして、伝統的な大型の横穴式石室に石棺を納める本古墳が極めて密接して所在している事例は全国的に見ても稀少で、当時の葬送儀礼の多様性と階層性を示すものと言える。

2. II 地区

古墳の広がりや推定される。

史跡指定地周囲の地区では、墳丘北側裾の東西区画溝と東墳丘東側裾の南北区画溝が発掘調査で確認されており、さらにその北側には、テラスや加工斜面が確認されるなど、古墳に関連する遺構が分布している可能性が高い。また、古墳は東西に伸びる細い尾根上に位置しており、周辺の地形から旧地形を推定でき、史跡の立地する微地形復元を行うことができる。

第 3 節 二子塚古墳の本質的価値を構成する要素

1. 本質的価値を構成する要素

(1) 墳丘

- ・東墳丘
- ・西墳丘
- ・敷石

(2) 横穴式石室

- ・東墳丘横穴式石室（礫敷、家形石棺、閉塞石、漆喰、取り外された天井石）
- ・西墳丘横穴式石室（家形石棺、閉塞石、漆喰）

(3) 墳丘周縁部

- ・北側区画溝
- ・北側テラス
- ・北側加工斜面
- ・東側区画溝
- ・南側地山の段差

2. 本質的価値を高める副次的な要素

(1) 昭和 31 年調査出土遺物 (所在不明)

- ・東墳丘横穴式石室出土中世土器 (羽釜、土師小皿)
- ・西墳丘横穴式石室出土鉄釘

(2) 平成 28・29 年度調査出土遺物

- ・東墳丘横穴式石室出土遺物 (土師小皿片、鉄釘)
- ・墳丘外表部出土遺物 (中世土器)
- ・墳丘周縁部出土遺物 (古代の土器、中世土器)



西墳丘 (北西より)



東墳丘 (東より)



西墳丘墳頂部敷石 (東より)



東墳丘石室 (南より)



中央部高まり (東より)



東側区画溝 (西より)

第4章 史跡をとりまく現状と課題

ここでは、Ⅰ地区（史跡指定地）、古墳の広がりや推定される追加指定計画地を含めたⅡ地区（保存活用の在り方を検討する範囲）の現状と課題を整理する。

第1節 Ⅰ地区（史跡指定地）の現状と課題

1. 土地利用の状況

（1）土地所有

史跡指定地は、約1,090 m²の公簿面積を有し、全域が町有地である。

なお、平成28年度から平成29年度の指定周辺における、範囲確認調査で古墳に関連する遺構が検出された地域では、史跡追加指定と公有化をする予定である。

（2）土地利用

指定地の土地の地目は山林である。

2. 現状と課題

（1）保存

史跡指定地内は、すべて公有地化されているが、経年により墳丘の劣化や開口している東墳丘石室内への土砂流入などが激しく、適切な保存管理に支障をきたしている。また、史跡境界が法面直下であることや、町道等と史跡の連絡道についても狭隘道路しかないことから、史跡の法面保護や除草作業等の維持管理にも支障をきたしている。そのため史跡の適切な保存管理と活用整備を図るためには、墳丘や石室の保存整備や周辺の古墳関連遺構の広がりやの確認を進めることや、史跡境界などを適切に維持管理するための周辺土地の公有地化が必要不可欠である。各構成要素の現状と課題については表にまとめて示す。

＜ I 地区の各構成要素の現状と課題＞

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
○古墳の遺構（墳丘・石室・石棺・外表施設・敷石）と遺物	○古墳成立前とその後の様相を示す遺構と遺物 ○石室出土の中世土器（所在不明）	○工作物（史跡標識石柱、遺跡説明板、史跡境界杭）	○植栽したサクラ ○工作物（石垣等） ○木竹、草本
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西墳丘には大きな土取り痕があり墳丘盛土の流失の要因となっている。 ・西墳丘石室は昭和 31 年の調査後、埋没し開口しておらず、保存状況は不明。 ・東墳丘石室は天井石一枚が外され開口し、墳丘頂部の西半部が土取りされ天井石の大部分が露出している。 ・東墳丘内は近年の流入土を除去し石室石材と漆喰、石棺は一定の保存状態を確認しシートで仮養生中。 ・墳丘敷石は埋め戻して保存 ・すべての墳丘裾部は開墾により墳丘盛土の欠損が著しい。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東西墳丘の土取り痕は墳丘盛土の流失を防ぐための措置が必要。 ・西墳丘石室は植栽したサクラの根の影響が予想され、将来体制を確立したうえで保存状態を確認する必要がある。 ・東墳丘石室はその特徴的な石室と石棺を観察できる状態を長期間保ってきており、漆喰の保存上も風通しのよい露出した状態で保存することが求められる。 ・石棺の劣化を防止する保存処理が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東墳丘石室の石棺は正面小口部分に中世の盗掘孔があり、ノミ痕跡が明瞭に残る。 ・東墳丘石室内で指定以前に出土した盗掘時期と祭祀の様相を示す中世土器（羽釜 4 点と土師小皿多数）は所在不明。 ・東墳丘石室の開墾時に外された天井石は石室西側に埋没している。 ・西墳丘石室内で出土した鉄釘は所在不明。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・石棺の中世の盗掘孔はノミ痕跡とともに現状を維持できるよう保存措置が必要。 ・天井石部材は埋没状況を確認して移築保存が必要。 ・東墳丘石室内出土の中世土器と西墳丘石室出土の鉄釘の所在確認が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡標識は石製で東墳丘中の南西側に設置されている。 ・史跡境界杭はコンクリート製で境界に設置されている。 ・遺跡説明板は鉄製のコンクリート基礎で東西墳丘中央北側に設置されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・史跡標識は墳丘の中に設置されており古墳の外観に悪影響を及ぼしているため史跡入口付近の適当な箇所への移設が必要。 ・遺跡説明板は墳丘の中に設置されており古墳の外観に悪影響を及ぼしているため史跡入口付近の適当な箇所への移設が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラは墳丘上全面に植栽され 40 年以上が経過している。 ・農地に伴う石垣は墳丘南西端に設置されている。 ・観光緑道は墳丘中央北側に接続しており、一部アスファルト舗装が史跡地内に接している。 ・東墳丘石室天井石上に雑木の根株が密着している。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サクラは墳丘盛土と東西石室に悪影響を及ぼしており性急な除却は行わないものの枯れた場合には捕植などの措置は取らないことが必要。 ・墳丘南西端の石垣は古墳の外観に悪影響を及ぼしているため除却が必要。 ・東墳丘石室天井石上の根株の性急な除却は石材架構に影響を及ぼすため検討が必要。

(2) 活用

太子町では、見学者に対して簡単な説明板を設置して情報提供を行っている。また、観光パンフレットや史跡地図を作成して情報発信を行っている。また、町立竹内街道歴史資料館では企画展示等で史跡二子塚古墳を取り上げ、解説パンフレットを作成しているほか、発掘調査に伴う遺跡現地説明会による調査成果を公開、講演会などのイベントを実施し、町立中学校の太子町内オリエンテーリングではチェックポイントとしても活用されている。

しかし、一過性のイベントや、印刷物やホームページによる情報発信では、最新の情報を提供することはできない。また、現地で史跡を観察しながら情報入手できれば、さらに見学者の理解を深めることができるとの認識もある。

今後は、さらに史跡の重要性（主要な価値）や意義を伝え理解してもらう取り組みや、地域住民にとってかけがえのない親しみあるものにするような取り組み、太子町域に所在する多くの歴史文化遺産と連携させて活用する取り組みが必要となる。

(3) 整備

指定地内の境界には、コンクリート製の史跡境界標識、中央部に史跡名称等を刻んだ石柱を設置し、東側に町の管理する連絡道、北側には史跡と推古天皇陵古墳を結ぶ観光緑道を設置している。今後は、発掘調査の成果に基づき墳丘の保全や東墳丘石室の公開を適切に行い、訪れた見学者が古墳の往時の姿と重要性を理解しやすい整備を行う必要がある。

また、指定地を訪れる見学者への情報提供だけでなく、地域住民が親しみを持ち、誇りとできるようなガイダンス・便益施設等の整備や、周辺の歴史遺産や天皇陵古墳、文化施設との連携を深めることができるようなサイン等の整備、そして史跡へのアクセスの向上を図る整備が必要となる。

(4) 運営・体制

指定地は、太子町が管理団体に指定されており、すべて町有地であるため日常の維持管理については太子町が行っているのが現状である。現状変更等に関わる事案は、太子町教育委員会事務局生涯学習課が窓口となっている。

史跡の管理は、主に太子町教育委員会で行っているが、専門職員や事務に携わる職員の配置が十分とは言えないのが現状であり、今後、史跡整備を行い施設の充実が図られるとともに保存管理、整備、活用を実践するための適正な人員配置が課題となる。また、他部署との連携も十分とは言えず、太子町の企画や開発部局、観光関連の部署や機関等との連携や協力なども、今後の課題となる。

史跡に関する地域住民等との連携も未着手であり、史跡の価値を理解してもらい、今後の維持管理や整備活用に至るまでの事業に協力してもらえるように、関係団体との連

携、解説ボランティアの育成など、地域住民と一体となった体制を整備し、運営していくことが重要となる。

第2節 II地区（保存活用の在り方を検討する範囲）の現状と課題

1. 土地所有と土地利用の状況

墳丘裾の区画溝などの重要遺構が広がっていると考えられる当該は、ほぼ民有地で占められており、連絡道など一部が公有地である。また、民有地のほとんどは水田と畑として利用されている。

指定地の南東側には、昭和47年に町が整備した幅員約2.5m連絡道があり、町有地である。また、指定地北側に接続する幅員2mの連絡道は民有地の観光用農道で、昭和50年までに町が整備した。

南側には、水田と水路を挟んで東西に通る町道、東側には畑地と水田、水路を挟んで南北の町道が通る。

北側には、畑地と水路を挟んで民有地に福祉施設が建てられており、西側には水田と水路を挟んで町有地に町立給食センターが建てられている。

2. 現状と課題

史跡指定地内は、すべて公有地化されているが、推定される本来の古墳の範囲を含んでいない。平成28・29年度の範囲確認調査で、指定地の周辺において古墳に関連する重要遺構を確認していることから、今後、必要な範囲の追加指定を推進し、追加指定後は指定地（I地区）として取り扱う必要がある。これら民有地の地権者には、史跡の価値や意義について周知し、推定される遺構や周辺景観の保護を呼びかけており、各自の管理下で現状保存されている。しかし、将来的には、農業の担い手不足等により現状変更が発生する可能性がある。そのため、史跡の適切な保存管理と活用整備を図るためには、当該地区の公有地化が必要不可欠である。

さらに、また、追加指定計画地等には史跡にとって不要な工作物等があるが、今後撤去や移設、改修など適切に処理して、指定地の景観の改善等に取り組む必要がある。

各構成要素の現状と課題については表にまとめて示す。

＜Ⅱ A地区の各構成要素の現状と課題＞

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
<p>○古墳の遺構（区画溝・テラス・加工斜面）と遺物</p> <p>○古墳築造に関わる旧地形（古墳築造の基盤となった尾根地形）</p>	<p>○古墳成立前とその後の様相を示す遺構（遺物包含層）と遺物</p>	<p>○観光緑道</p> <p>○連絡道</p> <p>○擁壁</p>	<p>○工作物（電柱）</p> <p>○木竹・草本</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘北側の区画溝・テラス加工斜面は平成28・29年度の調査で検出後、埋戻して保存している。 ・墳丘東側の区画溝は平成28・29年度の調査で検出後、埋戻して保存している。 ・墳丘南側の地山の段差は平成28年度の調査で検出後、埋戻して保存している。 ・古墳築造の基盤となった周囲の尾根地形は耕作地として一部改変されているも、良好な保存状況である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・墳丘北側の区画溝・テラス加工斜面、墳丘東側の区画溝、墳丘南側の地山の段差は古墳の墳丘裾部を形成する重要遺構で、周囲に広がり予想されるため、史跡追加指定等による保護措置が必要。 ・古墳築造の基盤となった周囲の尾根地形は良好な保存状況で、史跡追加指定等による保護措置が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28・29年度の調査で確認した墳丘北・東・南側の古墳築造以後の遺物包含層は調査地周辺の地下に保存されていると予測される。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28・29年度の調査で確認した墳丘北・東・南側の古墳築造以後の遺物包含層は現状変更の際に現状確認調査が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光緑道は墳丘中央北側に接続するように設置されており、アスファルト舗装で、路肩はコンクリート製擁壁。 ・連絡道は墳丘南東端に接続するように設置されており、コンクリートで舗装している。 ・南側町道との境界にL字擁壁が設置されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光緑道のアスファルト舗装とコンクリート製擁壁は一部予測される地下遺構に悪影響を及ぼしていると考えられ、今後は適当な箇所への移設が望ましい。 ・連絡道のコンクリート舗装は予測される地下遺構に悪影響を及ぼしていると考えられ、今後は適当な箇所への移設が望ましい。 ・南側町道との境界のL字擁壁は土地形状を保つため当面現状維持が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱は墳丘南東端先に設置されている。 ・墳丘南東端先にカキがある。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電柱は地下遺構と古墳の外観に悪影響を及ぼしているため移設が必要。 ・カキは地下遺構と古墳の外観に悪影響を及ぼしているため除却が必要。

＜ⅡB地区の各構成要素の現状と課題＞

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
○古墳築造に関わる旧地形（古墳築造の基盤となった尾根地形）	○古墳成立前とその後の様相を示す旧地形（水田等の耕作地造成面）	○連絡道 ○擁壁	○建築物（農業用倉庫） ○工作物（電柱） ○木竹・草本 ○水路
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古墳築造の基盤となった周囲の尾根地形は耕作地として一部改変されているも、良好な保存状況である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 古墳築造の基盤となった周囲の尾根地形は良好な保存状況で、史跡景観に配慮した保護措置が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> その後の様相を示す水田等の耕作地造成面は耕作地として改変されているも、良好な保存状況である。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> その後の様相を示す水田等の耕作地造成面は現状変更の際に確認調査が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 連絡道は墳丘南東端先に設置されており、ガードレールが設置されコンクリートで舗装している。 東側町道との境界付近に擁壁が設置されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光緑道のアスファルト舗装とコンクリート製擁壁は史跡景観に悪影響を及ぼしていると考えられ、今後は適当な箇所への移設が望ましい。 連絡道のガードレールやコンクリート舗装は史跡景観に悪影響を及ぼしていると考えられ、今後は適当な箇所への移設が望ましい。 東側町道付近の擁壁は土地形状を保つため当面現状維持が必要。 	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東南端に農業用倉庫が設置されており隣接する水田耕作に利用されている。 東北端に農業用倉庫2件が設置されており隣接する水田及び畑の耕作に利用されている。 東北端境界、西側境界、南側境界に接して農業用水路が設置されている。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東南端、東北端の農業用倉庫は史跡の景観に悪影響を及ぼしていると考えられ、今後は適当な箇所への移設もしくは除却が望ましい。 東北端境界、西側境界、南側境界に接して農業用水路は周辺農地で利用されているため現状維持が必要。

第3節 関連法令と関連計画

本計画に関連する法令や計画との関連について整理する。

1. 関連法令

(1) 文化財保護法

第3章第1節に示した地区区分のⅠ地区にあたる史跡指定地内で土地や建造物などの現状を変更する行為を行う場合は、文化財保護法第125条に基づく現状変更等の許可申請が必要となる。また、ⅡB地区は、周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いとするため、建築・土工工事など、土地の掘削・盛土などを伴う行為を行う場合は、事前に届出・通知を行わなければならない。

(2) 都市計画法

計画対象地域は、都市計画法上、市街化調整区域であるため、原則として開発行為は行われぬものの、小規模な造成や建造物設置、例外的な施設などの計画が生じる可能性がある。史跡整備にあたっては、都市計画法上の開発行為に該当するか否かなどについて関連部局との事前協議が必要となる。今後の遺跡の保存、発掘調査、整備活用において、また、周辺地域の一体的な活用や史跡周辺環境の保全を進めるうえでも、関連部局との緊密な協議の実施が必要となる。

(3) 農業振興地域の整備に関する法律（太子農業振興地域整備計画）

計画対象地域のうち史跡指定地以外は、農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域となっている。今後、史跡の保存活用のために公有地化し、農地以外として使用するためには、農振除外の手続きを経た上で農地転用許可を受ける必要がある。

(4) 景観法

本町は、平成20年4月に景観法に基づく景観行政団体となっており、町域のうち叡福寺周辺地域が景観計画区域に指定されており、計画対象地域は含まれていない。

これに関連して「太子町景観条例が施行されており、町域で景観計画区域に設定した地域については、一定規模を超える建築物の建築や工作物の建設を行う場合には、事前相談書の提出や届出が必要となる。また、建築物・工作物の形態・意匠や柵・塀等の外構などについて、景観保全のための行為の制限が指導されている。

景観計画区域内における開発行為は届出が必要となるが、文化財保護法による現状変更の許可がある場合には不要となる。

2. 太子町関連計画

(1) 第5次太子町総合計画（平成28年度～平成33年度）

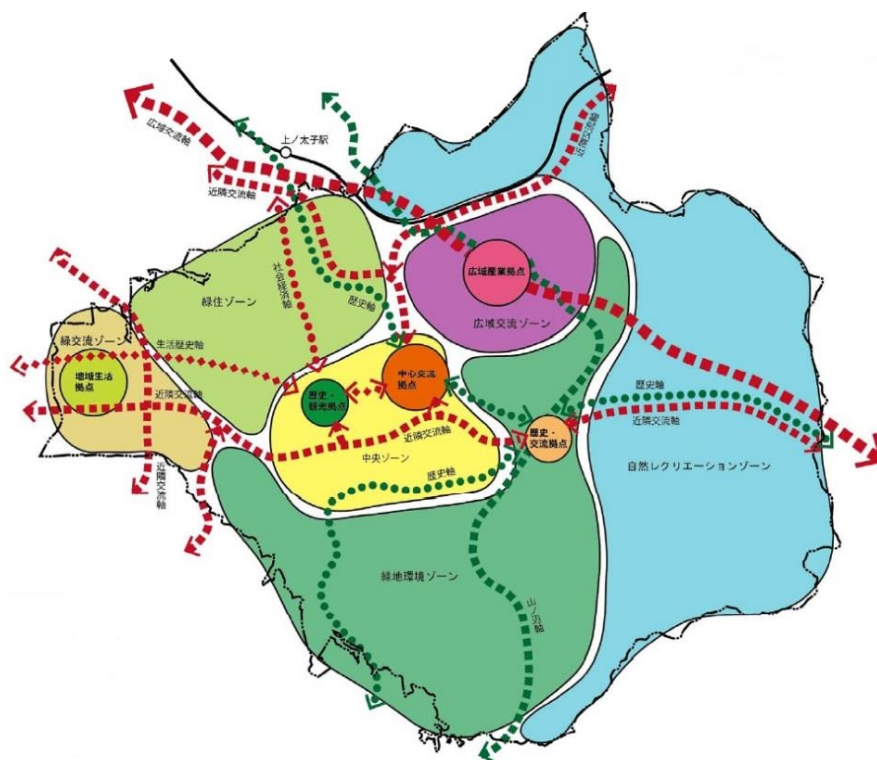
第5次太子町総合計画における将来の基本理念「人と自然と歴史が交流し 未来へつ

なく「和のまち“たいし”」を実現するためのまちづくりの目標として、「1. ころ健やかで、元気に暮らせるまちづくり」、「2. 支え合い、安心して暮らせるまちづくり」、「3. 活力と魅力にあふれる、個性豊かなまちづくり」、「4. 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」、「5. みんなで歩む協働のまちづくり」の5つが示されている。

このうち史跡二子塚古墳に関連する目標は、「4. 豊かな自然・歴史とともに育つ、誇りあるまちづくり」であり、この中に掲げられる政策「3. 地域への愛着心の醸成」に位置づけられる。この政策の基本方針として、「②歴史文化の保全と活用を図ります」として、「本町に存在する数多くの歴史的資源の保全を図るとともに、これら資源の調査・整理・研究に取り組み、その活用方法についても検討し、歴史学習や地域振興の拠点としての活用を図ります。」としている。こうした施策の展開のひとつとして本史跡の活用が位置づけられており、着実に遂行していくことが求められる。

(2) 太子町都市計画マスタープラン（平成30年度～平成35年度）

平成28年に「第5次太子町総合計画」が策定され、新たなまちづくりの方針が示されたことから、平成30年3月には都市計画マスタープランの改訂を行うこととなった。現在、太子町においては、貴重な自然環境や歴史環境を守りながら、安心して住み続けられる、暮らしやすいまちを作り上げていくことが大きな課題となっており、太子町都市計画マスタープランは、このような課題に対応し、土地利用や都市施設の整備、環境等の保全・形成などといった都市計画の総合的な指針を策定することを目的としている。



将来都市構造のイメージ／平成30年都市計画マスタープランより抜粋

まちづくりの基本方針として「既存資源を活かしたコンパクトなまちづくり」、「自然・歴史と調和した豊かな住環境をめざすまちづくり」、「交流とにぎわいが生まれるまちづくり」、「安心・安全に暮らし続けるまちづくり」、「協働によるまちづくり」が掲げられている。また、「第5次太子町総合計画」の土地利用の方針を受け、将来都市構造を示しており、そのうち、史跡二子塚古墳の周辺地域は「⑤緑地環境ゾーン」として「竹内街道歴史資料館、葉室古墳公園、国史跡二子塚古墳など歴史資源の集積地であり、地場産品の案内と販売、観光や情報発信の機能を備えた「道の駅」や竹内街道交流館などの施設を活用し、太子町の歴史の案内や地域経済の活性化に取り組みます。」としている。

(3) 太子町景観計画

太子町は、平成20年4月に景観法に基づく景観行政団体となっており、太子町域のうち叡福寺周辺地域が景観計画区域に指定されているが、計画対象地域はこれに含まれていない。

景観計画区域の設定は、太子町域の景観形成に係る基本的な考え方、方針を示した「太子町景観形成基本方針」を基に、住民との協働まちづくりの視点から、地域住民との「景観まちづくり」に対する合意形成が図られた区域より順次設定してくとし、自主的取り組みが確認された区域を順次景観計画区域に設定することにより、最終的には集合体をなし、太子町域に景観まちづくりを広げることとしている。これにより、今後は、史跡二子塚古墳の周辺地域についても、良好な農村景観と歴史文化的景観が一体となった地域として、景観計画に基づく景観保全の取り組みを進めることが必要となる。

3. 日本遺産

(1) 竹内街道の日本遺産認定

平成29年4月28日に、太子町を通る竹内街道が『1400年に渡る悠久の歴史を伝える日本最古の国道「竹内街道・横大路(大道)」』として大阪府内で初めて日本遺産に認定された。

「日本遺産 (Japan Heritage)」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産」として文化庁が認定するもの。ストーリーを語る上で欠かせない魅力溢れる有形や無形の様々な文化財群を、地域が主体となって総合的に整備・活用し、国内だけでなく海外へも戦略的に発信することにより、地域の活性化を図ることを目的としている。

この申請は、平成25年の「竹内街道・横大路(大道)」敷設1400年を契機に、大阪府・奈良県を超えた街道沿線の自治体が一体となって、大学・企業等とも連携、協働し、地域の自然や歴史的資産といった魅力の発信や、さまざまな振興イベントを開催するな



ど、地域活性化事業を展開してきた大阪市・堺市・松原市・羽曳野市・太子町・葛城市・大和高田市・橿原市・桜井市・明日香村と大阪府・奈良県の12自治体で構成する「竹内街道・横大路（大道）活性化実行委員会」が協力して行ったものである。

（2）竹内街道の概要

竹内街道は、堺市の大小路を起点に金岡、松原市の岡、羽曳野市の古市を経て太子町を横断し、二上山の南の竹内峠を越えて、奈良県葛城市の長尾神社へ至る全長約26kmの街道である。西半分は「主要地方道堺・羽曳野線」で、羽曳野市白鳥交差点から東が国道166号にあたる。

堺県が奈良県を併合した明治9年（1876）には、堺県により竹内街道の整備が進められ、竹内峠の掘り下げ工事が行われ明治18年（1885）に完成する。その後、大阪府道路制において二等横断線の仮定県道とされていたが、大正9年（1920）に、府道・県道となり昭和50年（1975）に羽曳野市以東が国道となった。

竹内街道は堺から、東は横大路を經由して奈良県の明日香村に通じ、『日本書紀』の推古天皇21年（613）に「自難波至京置大道（難波より京に至る大道を置く）」と記されたわが国最古の官道とも言える「大道」のルートと大部分が重なるとされる。『万葉集』には、「大坂を 我が越え来れば 二上にもみぢ葉流る しぐれ降りつつ」や「飛鳥川も



竹内街道のルートと磯長谷古墳群

みち葉流る 葛城の 山の木の葉は 今し散るらし」といった歌が残されており、飛鳥時代に中国や朝鮮半島のすぐれた大陸文化が、この街道を通過して飛鳥の都にもたらされ、わが国最初の本格的な飛鳥文化を開花させ、すぐれた文化をたずさえた渡来人や、遣隋使や遣唐使もこの道を盛んに利用したと考えられる。

また、竹内街道沿道には、聖徳太子御廟や大化改新で知られる孝徳天皇の御陵があり、遣隋使の小野妹子や大臣の蘇我馬子の名前を伝える墓もあり、一帯は、磯長谷古墳群・王陵の谷などとも呼ばれる。竹内街道は、古代には外交路であると同時に、飛鳥の都から通じる葬送の道でもあった。特に聖徳太子御廟は奈良時代以降、聖徳太子信仰が盛んになるにつれて、聖地となり墓前寺である叡福寺も霊場として栄え、竹内街道は太子信仰の道としての性格も強めていく。さらに中世末には自治都市・堺が栄え、大和を結ぶ経済の道としても盛んに利用され、やがて江戸時代には、竹内街道に残る道標の多くが、当麻寺・壺坂寺・長谷寺・上の太子（叡福寺）・伊勢・大嶺山などを指し示すことから知られるように、庶民信仰の道としての意味を持つようになる。さらに、『笈の小文』の紀行で松尾芭蕉が訪れた他、幕末にいたっても吉田松陰や、水郡善之祐ら天誅組の残党なども竹内街道を越えるなど文芸や政治の舞台にもなった。

史跡二子塚古墳は、聖徳太子御廟をはじめ、飛鳥時代の王陵群を中心に構成される磯長谷古墳群の中で重要な位置を占めることから、日本遺産「竹内街道」の構成文化財ともなっている。

第5章 大綱・基本方針

史跡二子塚古墳は、我が国の古代史上、重要な価値を有する国民共有の財産であり、地域にとってもかけがえのない歴史文化遺産である。この史跡を適切に保存し、未来へ確実に継承するため、本計画における基本方針（大綱）を次のとおり定める。

- 史跡を確実に保護し、未来へと継承していく。
- 史跡内外の古墳関連遺跡の調査研究を推進し、二子塚古墳の全体を把握する。
- 住民が歴史的価値を理解し体感できる史跡を目指す。
- 太子町内外の古墳関連遺跡や歴史文化遺産と関連付けた活用を図る。
- 来訪者にとって憩いや交流の場となるような史跡を目指す。
- 適正な管理運営体制を確立し、保存活用を推進する。

第6章 保存

史跡の確実な保護と継承を目指して、第3章第1節で示した地区区分のⅠ地区、Ⅱ地区を保存活用の対象地区として、土地利用状況や古墳の関連遺構の広がり、追加指定の計画などの現状を踏まえて細分し、保存管理と現状変更の取り扱い基準を定め、保存の方針を示す。なお、今後の発掘調査で古墳の関連遺構の存在が明確になり、地権者の協力を得て追加指定により、史跡指定地の範囲が拡大した場合には、該当する場所について、本書の保存管理の地区区分や、現状変更の取り扱いを見直すものとする。

第1節 保存管理の地区区分

1. Ⅰ地区（史跡指定地）

史跡に指定されている範囲である。測量調査により双方墳の墳丘形状と東西墳丘の石室と石棺が確認されている。西墳丘石室は埋没し、地下に保存されており、東墳丘石室は現在も開口している。発掘調査で墳丘上の敷石や墳丘盛土の一部が把握されている。全域が公有地である。

2. Ⅱ地区（保存活用の在り方を検討する範囲）

墳丘裾の区画溝やテラスや加工斜面などが確認されるなど、古墳の関連遺構の広がりが確実、または濃厚な範囲である。この地区では、発掘調査等により古墳関連遺構の広がりが確実となり、史跡追加指定を計画している範囲とそれ以外の範囲に細分する。

ⅡA地区：史跡追加指定を計画している範囲。現在までに古墳に関する重要な遺構（北側裾部区画溝、テラス、加工斜面、東側裾部区画溝、南側裾部地山の段差）が確認されている。追加指定後は指定地（Ⅰ地区）として取り扱う必要がある

ⅡB地区：ⅡA地区を除いた周辺地で、古墳築造の背景を探る手掛かりとなる旧地形が残されており、今後も古墳関連遺構の発見に留意すべき範囲である。

第2節 保存管理の方針

第1節で示した各地区区分、各構成要素の保存管理の方針を定める。

1. Ⅰ地区（史跡指定地）の保存管理の方針

二子塚古墳の主要な遺構や立地する旧地形が存在し、発掘調査によって確認された重要遺構を埋め戻して保存している。史跡の保存のための整備を進め、将来にわたる重要遺構の確実な保存と、その価値を伝えるため、調査成果に基づく史跡の積極的な活用・整備を図る、現状変更については原則として史跡の調査研究・活用に資する行為以外は認めない。

2. II 地区（保存活用の在り方を検討する範囲）の保存管理の方針

この地区には、発掘調査で古墳に関する重要遺構が確認され、史跡の追加指定と公有地化を計画している範囲とその他の地域があり、合わせて I 地区と一体的な保存・活用を図る。

II A 地区：追加指定と公有地化を計画的に進め、古墳に関する重要遺構の積極的な保存を図る。追加指定後は I 地区と同様の取扱とする。

II B 地区：現状では古墳に関する重要な遺構は確認されていないが、古墳に密接に関わる旧地形が存在し、今後、関連する遺構が発見される可能性も留意される。また、史跡と周囲の町道等を結ぶ連絡道が狭隘道路であり、史跡境界を適切に維持管理し、史跡と一体となった保存管理と活用整備を進めるため公有地化に努める。

3. 各構成要素の保存管理の方針

< I 地区の各構成要素の保存管理の方針 >

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
○古墳の遺構（墳丘・石室・石棺・外表施設・敷石）と遺物	○古墳成立前とその後の様相を示す遺構と遺物 ○石室出土の中世土器（所在不明）	○工作物（史跡標識石柱、遺跡説明板、史跡境界杭）	○植栽したサクラ ○工作物（石垣等） ○木竹、草本
【方針】 ・東西墳丘盛土の流失を防止する措置を検討する。 ・西墳丘石室は将来体制を確立したうえで保存状態の確認を検討する。 ・東墳丘石室は露出した状態で保存することを検討する。 ・東墳丘石室と石棺の劣化を防止する保護措置を検討する。	【方針】 ・石棺保護措置を検討する際には中世の盗掘孔の保護にも配慮する。 ・石室西側に脱落した天井石部材の移築を含めた保護措置を検討する。 ・昭和 31 年調査の出土資料（土器・鉄釘）は今後も所在確認を進める。	【方針】 ・史跡標識は史跡景観に配慮した適当な箇所への移設を検討する。 ・遺跡説明板は史跡景観に配慮した適当な箇所への移設を検討する。 ・史跡境界杭は適切な箇所へ設置する。	【方針】 ・サクラは性急な除却は行わず枯れた場合には捕植せず、II B 地区の適切な場所でサクラの植栽を検討する。 ・農地に伴う石垣は除却を検討する。 ・東墳丘石室天井石上の根株は石室に影響の無いように除却を検討する。

＜Ⅱ A 地区の各構成要素の保存管理の方針＞

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
○古墳の遺構（区画溝・テラス・加工斜面）と遺物 ○古墳築造に関わる旧地形（古墳築造の基盤となった尾根地形）	○古墳成立前とその後の様相を示す遺構（遺物包含層）と遺物	○観光緑道 ○連絡道 ○擁壁	○工作物（電柱） ○木竹・草本
【方針】 ・墳丘周囲の区画溝・テラス加工斜面、地山の段差は史跡追加指定による保護措置を進める。 ・古墳築造の基盤となった周囲の尾根地形は良好な保存状態で、史跡追加指定による保護措置を進める。	【方針】 ・墳丘北・東・南側の古墳築造以後の遺物包含層は現状変更に際して確認調査を行う。	【方針】 ・観光緑道は適切な箇所への移設を検討しアスファルト舗装とコンクリート製擁壁は除却する。 ・連絡道は適切な箇所への移設を検討しコンクリート舗装は除却する。 ・南側境界の擁壁は当面現状維持し史跡景観に影響を及ぼす場合は改修等を検討する。	【方針】 ・電柱は史跡外の適切な個所に移設。 ・カキは除却を検討する。

＜Ⅱ B 地区の各構成要素の保存管理の方針＞

本質的価値を構成する要素	副次的な価値を構成する要素	その他の要素	
		史跡の保護に有効な要素	史跡の保護に有効ではない要素
○古墳築造に関わる旧地形（古墳築造の基盤となった尾根地形）	○古墳成立前とその後の様相を示す旧地形（水田等の耕作地造成面）	○連絡道 ○擁壁	○建築物（農業用倉庫） ○工作物（電柱） ○木竹・草本 ○水路
【方針】 ・周囲の尾根地形は史跡景観に配慮し公有地化を含めた保護措置を検討する。	【方針】 ・水田等の耕作地造成面は現状変更に際して確認調査を行う。	【方針】 ・連絡道は適切な箇所への移設を検討しガードレールやコンクリート舗装は除却を検討する。 ・擁壁は当面現状維持し史跡景観に影響を及ぼす場合は改修等を検討する。	【方針】 ・農業用倉庫3件は所有者の協力を仰ぎながら除却を検討する。 ・電柱は史跡景観への影響を鑑みて除却を検討する。 ・水路は当面現状維持し史跡景観に影響を及ぼす場合は改修等を検討する。

第3節 現状変更の内容と許可・届出

第4章第3節に述べたとおり、史跡指定地においては文化財保護法に基づく現状変更等の制限などがある。Ⅰ地区がこれにあたり、ⅡA地区は追加指定後に対象となる。また、ⅡB地区は、今後全域を埋蔵文化財包蔵地とする。

1. 史跡指定地の現状変更等について（文化財保護法125条）

史跡指定地内において、現状変更及び遺構に影響を及ぼす行為を行う場合には、文化財保護法に基づき文化庁長官の許可が必要となる。

(1) 現状変更等の許可が必要な行為（文化庁長官による許可）

- ・土地の形状の変更を伴う行為
- ・建築物の新築・建替・増改築・除却
- ・工作物の新設・改修・除却
- ・木竹の伐採・植栽・移植・抜根
- ・史跡の発掘調査及び保存整備工事
- ・その他史跡の保存に影響を及ぼす行為

(2) 太子町教育委員会に許可申請が必要な行為（文化財保護法施行令第5条第4項）

前項目の内、以下は太子町教育委員会が現状変更等の許可を行う。

- ・小規模建築物（階数が2以下、建築面積が120㎡以下など）で2年以内の期限を限って設置されるものの新築・増築・改築
- ・工作物（建築物を除く）の設置、改修若しくは除却（設置の日から50年を経過していない工作物）
- ・道路の舗装若しくは修繕（土地の形状の変更を伴わないもの）
- ・史跡の管理に必要な施設の設置・改修又は除却
- ・埋設されている電線、ガス管、水道管又は下水道管の改修
- ・木竹の伐採

(3) 現状変更等の許可が不要な行為（文化財保護法第125条第1条ただし書）

現状変更等について、「維持の措置」「非常災害の為に必要な応急措置」「保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合」は、許可申請不要とされている。ただし、これらの行為を実施する際には、太子町教育委員会と事前協議するものとする。

- ・維持の措置（特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可に関する規則第4条）

㊦史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく、当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状

(指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状)に復するとき。

㊦史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。

㊦史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

- ・非常災害のために必要な応急措置
- ・保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの

(4) 現状変更等に該当しない日常的な維持管理

史跡指定地において、遺構に影響の無い日常的な維持管理のための行為については現状変更等に該当しない。ただし、場合によっては現状変更等に該当する可能性もあるため、原則として事前に届出を行う。

- ・既存建築物・工作物の維持管理

㊦掘削を伴わない屋根・外壁・内装・開口部・設備の修繕、基礎の改修を伴わない門・塀などの工作物の改修

- ・既存道路・水路の維持管理：清掃など

- ・日常生活・生業

㊦耕作地における地下遺構に影響を及ぼさない通常の営農行為、菜園などで遺構に影響を及ぼさない程度の掘削、果樹・樹木などの剪定や枝払い、簡易工作物の設置・撤去で遺構に影響を及ぼさない程度の掘削

- ・史跡の維持管理

㊦施設の保守点検、清掃など

- ・その他上記に準ずる程度の日常生活・生業上必要なもの

2. 埋蔵文化財包蔵地の現状変更等について（文化財保護法第93条）

Ⅱ地区のうちⅡB地区は、今後周知の埋蔵文化財包蔵地の取り扱いとし、建築・土木工事など、土地の掘削を伴う行為を行う場合は、事前に発掘調査の届出・通知を行わなければならない。

第4節 地区区分ごとの現状変更等の取扱い基準

史跡指定地の適切な保存管理のため、前節に示した現状変更等の取扱方針に基づき、地区別の現状変更の取扱基準を以下に定める。

1. I地区（史跡指定地）

I地区の現状変更の許可申請の対象となる具体的な行為及びその取扱基準は、以下のとおりとする。

現状変更行為 取扱い基準

現状変更行為	現状変更行為 取扱い基準
発掘調査等各種学術調査	史跡整備や遺構確認のために必要な場合は、遺構の保存を前提として必要箇所に留める。
建築物の新築、増築、改築、除却、色彩の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの以外は認めない。
工作物の設置、改修、除却、色彩の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの、その他既存道路施設の改修等公益上必要なもの以外は認めない。
土地掘削、切・盛土等土地の形状の変更	史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。
木竹の伐採、植栽、移植	史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。
地下埋設物の設置、改修	電線・水道管・排水管等史跡の保存・活用整備上必要なもの、公益上必要なもの以外は認めない。

ただし、これらの行為は整備計画・基本設計・実施設計等に基づくもので、史跡指定地としての景観に十分配慮したものとする。

2. II地区（保存活用の在り方を検討する範囲）

(1) II A地区

古墳の重要遺構が発見されている地域で史跡の追加指定を計画しており、指定後はI地区と同じ取り扱いとする。

(2) II B地区

現状で周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、今後は埋蔵文化財包蔵地として取り扱い、建築・土木工事など土地の掘削を伴う行為を行う場合は、太子町教育委員会に事前に連絡し、協議のうえ、必要に応じて試掘調査などを実施し、遺構の有無を確認する。重要遺構が検出された場合には、協議のうえ保護措置をとることとする。

第5節 追加指定及び公有地化

1. 追加指定及び公有地化の方針

II A地区は、二子塚古墳の拡がりを示す区画溝やテラス、加工斜面にあたる可能性のある重要な遺構が発見されるなど、古墳に関する重要遺構が広がる範囲である。今後、発掘調査の成果を踏まえて追加指定を図り、史跡指定地との一体的な保存・活用を目指す。

2. 公有地化の方針

I 地区はすべて公有地であるが、II 地区はほとんどが民有地で、追加指定計画地であるII A地区は速やかに公有地化を進める。II B地区も史跡境界を適切に維持管理し、史跡と一体となった保存管理と活用整備を進めるため速やかに公有地化を進める。

第6節 周辺環境の保全

I・II地区の周辺についても北側に推古天皇陵古墳が所在するなど、史跡環境を構成する重要な範囲であり、太子町景観計画との整合を図り、必要に応じて良好な景観への誘導を図る。周囲は多くが水田や畑として利用され、良好な景観を保っているものの、北東側には福祉施設、西側には町立給食センターや住宅が所在する。周辺地域は本計画範囲の保存・活用整備を見据え、建築物の地権者・管理者に建造物の形状や色彩などでの景観への配慮を呼びかけ、史跡と調和のとれた景観形成への誘導を図る。また、農地については農用地域でもあり、地権者や関係部局に対して史跡と調和のとれた景観保全への配慮を呼びかける。

第7章 活用

第1節 活用の方針

史跡の活用においては、古墳時代終末期の大型方墳が2基連接した稀有な墳丘形態、極小化した横穴式石室と大型の家形石棺に象徴される古代の葬送儀礼と政治体制の様相、古墳築造に伴う古代人の活動の様子などを、わかりやすく体感してもらえようとする取り組みを目指す。そして、太子町域には日本遺産「竹内街道」をはじめ、各時代の多様な歴史文化遺産が存在しており、それらと幅広く連携した活用を図り、地域の歴史文化を通史的に豊かに体感できるようにすることが望ましく、それによってこの地域から近隣飛鳥地域のみならず、我が国の大きな歴史の流れをも照らし出すことができる。さらに、史跡二子塚古墳を活用した学習や交流を地域住民と協働して進めることにより、地域の誇りとしての史跡がまちづくりの資源として重要な役割を果たすことも期待できる。これらの点を踏まえ、活用の基本方針を以下のように掲げる。

1. 地域を知る・体感する場としての活用
2. 地域住民の憩いの場としての活用
3. 地域住民や他地域住民・史跡来訪者の交流の場としての活用
4. 人づくり・まちづくりの場としての活用
5. 太子町域の歴史文化遺産と連携した活用

第2節 段階的な活用計画

史跡の活用は、長期計画を見通しつつ、当面は短期計画・中期計画として段階的に取り組むこととする。短期計画の期間は、本保存活用計画策定後およそ5ヶ年とし、中・長期計画の期間は、その後、町の次期総合計画期間までの間のおよそ10年後までと、それ以降とする。

第3節 短期計画

保存活用計画策定後5カ年の短期の活用においては、史跡の確実な保存に向けた普及活動や、史跡の価値を広く周知する活動が中心となる

1. 地域への周知

- ・二子塚古墳の価値をわかりやすく解説したパンフレット・チラシを作成し、公民館や図書室、私立を含めた町内各学校、観光関係施設に配布する。また、町や観光関連団体のホームページなどインターネットメディアに基本情報を提供する。

2. 学校教育・生涯学習への活用

- ・小学6年生を対象としたふるさと学習の一環として太子町内の小学校と連携し、二子塚古墳体験学習会を開催する。
- ・現在、中学校で地域学習の一環として、太子町内オリエンテーリングを行っている。今後は、観光ボランティア団体とも連携して二子塚古墳での定点解説などを行う。

3. 観光まちづくりへの活用

- ・地域の観光ボランティアガイド団体や観光関連施設の関係者等に、二子塚古墳の特徴や本質的価値についてわかりやすく伝えるためのガイド講習会を開催する。

4. 整備中の活用

- ・墳丘や石室の保存整備工事に際して、石室の内部構造を間近に見ることができる機会を活用して、工事現場見学会や体験学習会などを開催する。

5. 調査研究と情報発信

- ・発掘調査などを含めた調査研究を継続し、その成果を随時公表するとともに現地説明会等を開催する。公表の方法として、広報用の印刷物や電子媒体の活用、報道機関への情報提供、町立竹内街道歴史資料館などでの展示会またシンポジウムの開催などを行う。

6. 周辺地域の歴史文化遺産と連携した活用

- ・二子塚古墳を結節点として、密接に関連する周辺の古墳、町立竹内街道歴史資料館や大阪府立近つ飛鳥博物館などの文化施設、道の駅「近つ飛鳥の里・太子」や太子町まちづくり観光交流センターなどの観光施設、日本遺産「竹内街道」の街並みなどを結ぶ見学ルートの提案と情報発信を行う。

第4節 中・長期計画

5年後から次期総合計画期間にあたる10年後までと、それ以降の中・長期計画では、対象地域の公有地化や整備がある程度進展した状況であり、短期計画で行っている普及活用をさらに継続し充実させる。また、史跡の確実な保存に加えて、その価値がより確実に地域住民のものとなるような活動が中心となる。

1. 地域への周知

- ・短期計画で行う周知普及活用を継続し、さらに基本情報の普及に努める。

2. 学校教育・生涯学習への活用

- ・短期計画で行う学校教育や生涯学習との連携活用を継続し、さらに史跡の価値の普及に努める。
- ・小中学校や高等学校の対象年齢別にわかりやすい解説書を作り、社会科副読本としても活用できるようにする。

3. 観光まちづくりへの活用

- ・観光旅行会社への情報提供により、観光ツアーあるいは文化財関連ツアーの中の主要な訪問地として組み込んでもらえるよう働きかける。
- ・二子塚古墳のイメージキャラクターを地域の観光まちづくり関係団体とともに創出し、話題性のある情報発信を展開する。例えば、珍しい双方墳の特徴的な形状を活かしたキャラクターや、古墳の被葬者像をあらわす古代人などのイラストやマスコットを考案し、イベントやパンフレットなどで活用し、史跡に興味をもってもらい手がかりとする。
- ・広いオープンスペースが確保できることから、災害非常時の避難用地として活用することもまちづくりにとって有効となる。

4. 調査研究と情報発信

- ・短期計画で行う調査研究と情報発信を継続し、さらに史跡の活用を充実させる。

- ・周辺地域の歴史文化遺産や歴史文化施設のネットワークの中核として史跡を位置づけ、情報発信や学術的な事業を積極的に行い、史跡の価値を充実させる。
5. 周辺地域の歴史文化遺産と連携した活用
- ・短期計画から継続する二子塚古墳を核とした周辺地域の古代歴史文化遺産の活用もさらに促進する。

第8章 整備

第1節 整備の方針

史跡指定地の遺構やそれに伴う空間、また埋蔵されている遺物の保護を前提とし、史跡を有効に活用するための整備を行う。またその基本方針を以下のように掲げる。

1. 史跡指定地内の整備の基本方針
 - (1) 史跡等の保存管理を行うための整備
 - (2) 史跡二子塚古墳のわかりやすい表示
 - (3) 緑陰整備
 - (4) 歴史文化資源に配慮した景観づくり
 - (5) 汎用性の高い整備
2. その他の地域（史跡指定地外）の整備方針
 - (1) エントランスゾーン（ガイダンス・便益施設等）の整備
 - (2) 太子町域の歴史文化遺産と史跡とを結びつける整備

第2節 短期計画における整備の方法

1. 史跡等の保存管理を行うための整備（保存）

史跡等の保存管理と土地の財産管理を目的として境界標を設置する。また、関係車両以外の乗り入れを防ぐための車止めや、必要に応じて立入防止柵などを設置する。

また、墳丘の流失している部分の補修や全体に盛土を施す保存整備を行う。特に開口している東墳丘石室は、内部の石棺を見学できるように露出した状態での保存整備を検討する。

2. 史跡二子塚古墳のわかりやすい表示（活用）

史跡二子塚古墳の主要な価値である墳丘や石室を顕在化させ、史跡見学者にわかりやすく表示して公開する。今後、史跡指定地では墳丘のほか、すでに露出している東墳丘石室、追加指定計画地では墳丘の規模と形状を示す区画溝などの主要遺構について、その位置や規模をわかりやすく表示して公開するため、平面あるいは立体的な遺構表示を

行い、各遺構の名称板や遺構説明板を設置する。また、情報技術を活用した多様な情報の提供、例えば、AR技術を利用して葬送儀礼や墳丘築造の様子なども含めた、往時の景観を携帯端末の画面に再現するなど、デジタル技術を取り入れた整備も行う。なお、墳丘や遺構の復元、説明板や案内板等をはじめ、設備等細部の意匠については、史跡の景観と調和した一体的な景観の形成に努める。

3. エントランスゾーン（ガイダンス施設等）の整備

ⅡB地区をエントランスゾーンとし、史跡へのアクセスなどを考慮した導入部分の役割を持たせ、より多くの人々に史跡二子塚古墳に対する理解を促すとともに、太子町域の歴史文化を紹介する役割も果たす地域として整備する。

ガイダンス施設では、二子塚古墳と太子町域に所在する6から7世紀の天皇陵古墳等の縮小模型を設置し、調査研究で明らかになった史跡二子塚古墳の概要や価値、近つ飛鳥地域の古墳文化について解説する設備を設置する。また、太子町域の歴史文化遺産の概要・価値・魅力についてもわかりやすく紹介し関連付けた活用ができるようにする。

また、史跡見学者のための駐車場、駐輪場、東屋、トイレ等の便益施設も併せて整備する。施設の整備にあたっては、地下遺構の保存と史跡の景観に配慮した工法・構造を採用することとする。

なお、ガイダンス施設や便益施設は、指定地外であるその他の地域のうち、車でのアクセスが容易な地点での設置が望ましい。あるいは既に遺構が消滅しており、今後の史跡の保存活用や整備に悪影響の及ばない地点を選択する必要がある。

4. 緑陰整備

史跡指定地内に植栽されたサクラは残して墳丘の保存整備を行う。また、このサクラは墳丘の保存に悪影響を及ぼすことから、今後は補植を行わない。ただし、史跡二子塚古墳は永らくサクラの名所として地域で親しまれており、今後失われることになるサクラのある景観は、史跡指定地外のⅡB地区に史跡見学者の憩いの場となるよう、新たにサクラを植栽し緑陰を設けてこれに替えるものとする。

第3節 中・長期計画における整備の方法

1. 歴史文化遺産に配慮した景観づくり

太子町景観計画では、陵墓古墳や竹内街道などの歴史的景観を太子町の景観特性としており、史跡二子塚古墳周辺は、まさにこのような歴史文化と自然が調和した景観を成している。景観計画では、景観法を活用し、景観に配慮した取り組みを継続し、住民と協働で良好な景観の形成を図っていくとしている。こうした計画と調整・連携をはかり、良好な景観形成に配慮した整備を目指す。

2. 汎用性の高い整備

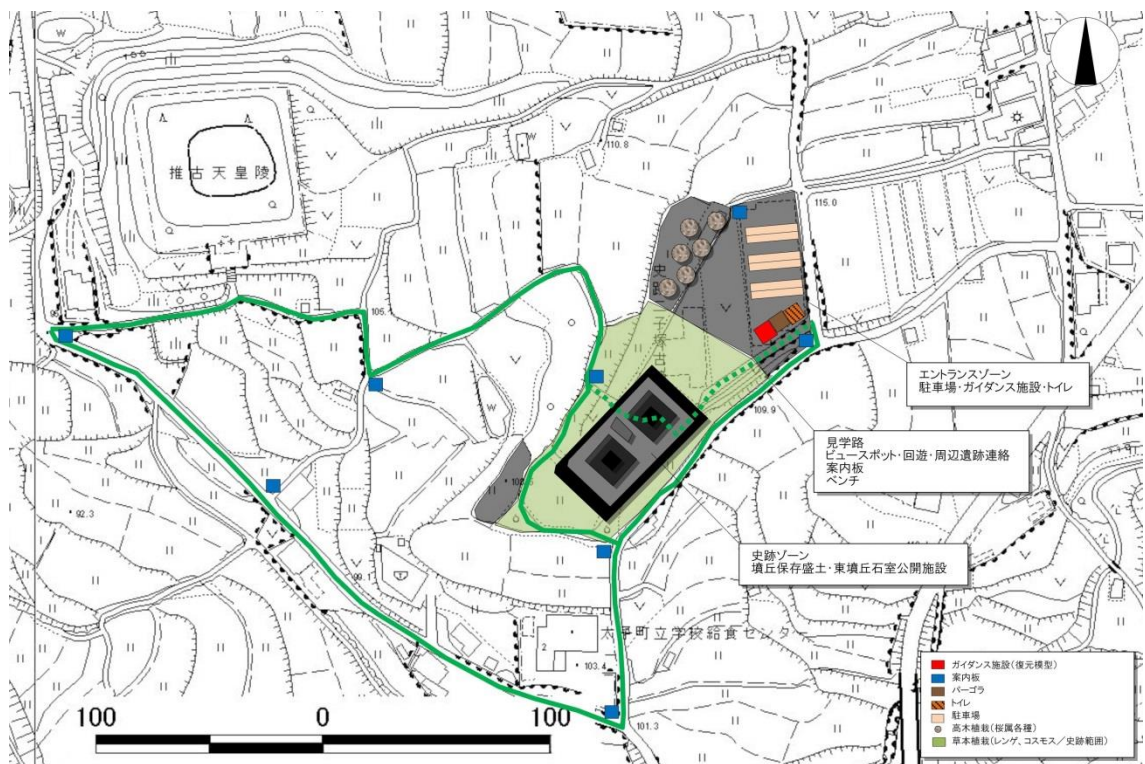
指定地は、園路を兼ねた歩行者用通路や、祭りなどの集会用地あるいは災害緊急時における避難用地としての活用など、多様な活用のあり方を想定して、汎用性の高い整備を目指す。

3. 太子町域の歴史文化資産と史跡とを結びつける整備

周辺地域の歴史文化遺産と史跡との回遊性を確保するため、地権者等に協力を求め、指定地に隣接する町道や観光用緑道に連結させた園路整備や案内看板の設置を進める。

さらに太子町域の歴史文化遺産や文化施設・観光資源を結びつけた文化的観光資源としての活用を図るために、広域周遊路を選定・整備するとともに、ガイドマップなどの作成、案内標識などの設置を行ない、将来的には大型車用観光駐車場の設置を検討する。

また、この地域には古くから棚田のある景観が残されており、周辺の太子町域にも良好な自然と農業空間、歴史文化が一体となった景観が残されている。これらは関連機関の協力のもと一体的な保全を目指してゆく。



整備のイメージ図

第9章 管理運営・体制の整備

史跡二子塚古墳における適正な保存管理のために、太子町が大阪府・文化庁等の関係行政機関、地域住民、住民団体等と相互に連携し、意思疎通を図る。

第1節 管理運営・体制の方針

史跡の適切な保存管理と有効な活用を目指して、充実した体制を整える。

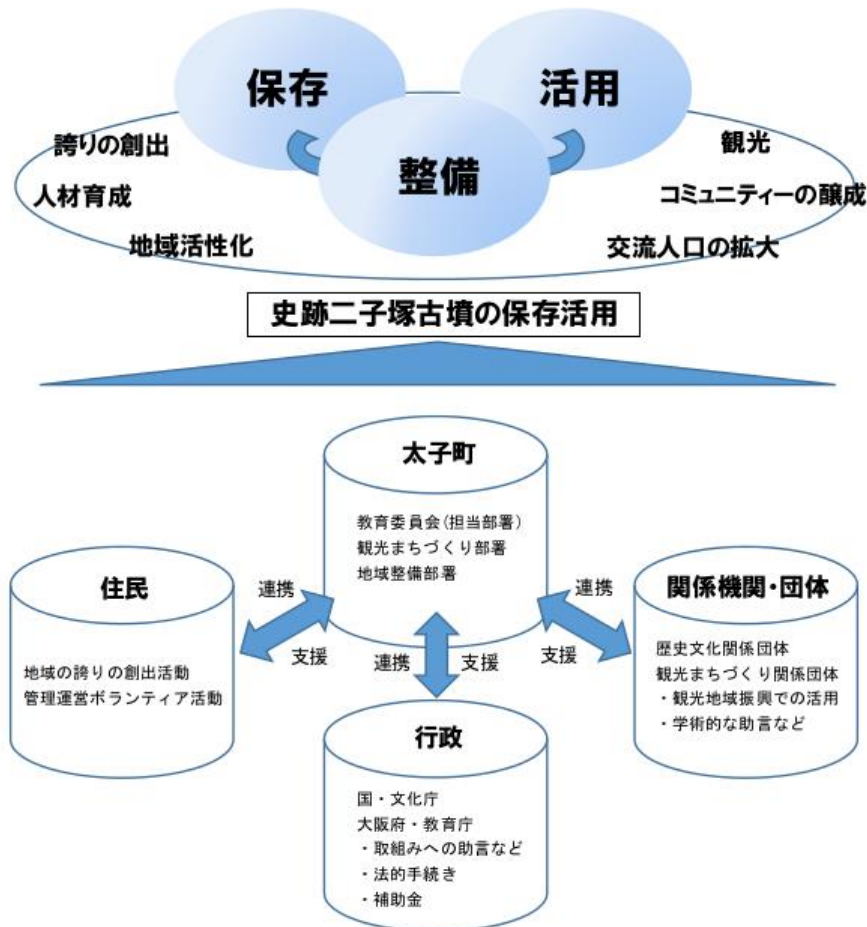
管理体制は、太子町を中心とし、文化庁・大阪府の指導のもとに太子町の関係部局や地域と連携した組織を構築し、保存管理・整備・環境保全を適切に遂行する。

また、活用事業や対象地の日常的な維持管理にあたっては、住民の参加が不可欠となることから、中・長期計画の本格的な整備活用に向けて、主体的に管理運営を担うことのできるような関係団体の育成を図る。

第2節 管理運営・体制の整備の方法

管理者は太子町教育委員会とし、文化庁・大阪府の指導のもとに保存管理を推進する。

今後の整備に向けて、地元自治会、関係団体、有識者、学校関係者や他の関連機関と



管理運営・体制のイメージ図

も連携した二子塚古墳の保存・活用・整備・運営に関する検討する場の創出を目指す。

住民参加に向けた取り組みとして、既存の歴史関連団体に対して活用事業や維持管理活動への参加を促し、学校教育との提携として、歴史学習の一環としての史跡見学や体験学習、課外活動としての史跡における植栽の管理などへの参加を図る。

整備後に起こりうる災害として火災、震災、土砂災害があげられるが、整備施設の防災については巡回巡視・点検の体制を整えるとともに、防犯カメラや機械警備設備を導入し、緊急時の連絡体制や消防署・地元消防団との連携体制を確立する。

第 10 章 行動計画の策定・実施

今後実施する各種の施策について、計画した保存管理・活用・整備の内容を、当面実施する短期計画、それ以降に整備を行う中・長期計画に整理して示す。

保存活用の事業計画

事業計画	短期計画	中・長期計画
	5 ヶ年	10 年後までとそれ以降
状 況	関連土地の公有地化 整備工事着手	整備工事完了
調査研究	二子塚古墳の全容解明のための発掘調査などの継続	
保存管理	現状変更に対して保存管理の取扱い基準に従い、遺跡の保護の周知と協議・調整、許認可事務、確認調査を行う。	
追加指定	追加指定計画範囲の追加指定を進める。	古墳に関連する重要な遺構が発見された範囲は追加指定を目指す。
公有地化	追加指定地内の民有地の公有化を進める。 史跡指定地外の保存・活用を検討する範囲の民有地の公有地化を進める。	追加指定された場合はその範囲の民有地の公有地化を目指す。
活 用	史跡の価値の普及活動を積極的に展開する。 住民の憩いの場としての活用 調査研究と情報発信 体験学習会を行うなど学校教育や生涯学習との連携した活用 周辺地域の歴史文化遺産と連携した活用 観光資源としての活用	史跡の価値の普及活動を積極的に展開する。 地域住民と来訪者との交流の場としての活用 住民の憩いの場としての活用 調査研究と情報発信 社会科副読などに情報を盛り込むなど学校教育や生涯学習との連携した活用 周辺地域の歴史文化遺産と連携した活用 観光資源としての活用 イメージキャラクターの創出
整 備	史跡指定地の保存整備（墳丘保存盛土・遺構表示） 史跡指定地の活用整備（ガイダンス設備・解説設備・便益施設）	史跡指定地の活用整備 保存活用の在り方を検討する範囲の活用整備 関連する歴史文化遺産や歴史文化施設との連携を図るための整備
管理運営体制	人材育成	関連地域団体と連携した保存・活用・整備・運営に関する検討する場の創出 史跡の適切な保存活用のための管理運営を実行する体制の確立。

第 11 章 経過観察

第 1 節 方向性

史跡の適切な保存と有効活用は一時的な行為ではなく、将来にわたり継続して取り組むべきものである。その過程において、管理運営団体の自主的な経過観察を定期的に行うことにより、当初の理念に立ち返って現状を把握・分析し、問題点を改善していくことが求められる。

本保存活用計画では、活用・整備を段階的（短期計画、中・長期計画）に設定しており、これにしたがい行う経過観察による点検・分析の結果は、その都度保存・活用の活動内容に反映させ、運営方法の改善に役立てる。この点検と改善の循環過程は継続して行う。

第 2 節 方法

太子町教育委員会事務局の所管組織が主体となり経過観察を実施し、その結果は、住民に公表する。経過観察の方法として、広く施設や事業の運営改善に用いられている PDCA サイクルを導入する。実施する間隔については、年度内での改善や次年度予算や体制へ反映させるために 6 ヶ月程度とする。内容は、①重点課題の進捗状況の点検、②保存管理・整備活用の実施項目と方法の点検及び見直しとする。この経過観察による現状の把握、結果の分析を行うことで、問題点を抽出・把握し、改善していくことが目的となる。

1. P (Plan) : 計画の立案

- ・保存及び活用に関わる事項、あるいは事業予算や体制などの現状を把握する。
- ・現状を踏まえて、将来の目標に向けて今期 6 ヶ月間の活動計画を立案する。公有地化、追加指定、活用事業、整備、体制の充実など、実現可能な具体的な計画とする。

2. D (Do) : 実行

- ・計画内容を実施する。この過程では、後に評価できるように点検項目を踏まえつつ、実施することが重要となる。点検項目については、事項に述べる。

3. C (Check) : 点検・評価

① 重点課題の進捗状況の点検

- ・保存・活用の重点課題は、当初の目的と基本方針の達成である。基本方針に対し、各項目についてどの程度達成できているか具体的に明記し、共通認識として、現状を把握し、目標を明らかにする。
- ・基本方針の各項目に対する達成度を 5 段階（高い・やや高い・普通・やや低い・低い）で判定する。

② 保存活用の実施事項と方法の点検

- ・基本方針の実現に向けて何にどのように取り組んでいるのか、保存・活用・整備
- ・運営・体制の項目毎に実施事項とその方法を整理して点検項目とし、達成の可否や度合いを確認する。

後に点検項目の案を示す。

4. A (Action) : 改善・次期計画への反映

- ・点検の結果を踏まえて、課題を整理するとともに重要課題に対する進捗目標や保存活用の実施内容を見直し、次期6ヵ月間の計画立案に役立てる。

点検項目案

	点検項目案	
保存	史跡指定地内の遺構・遺物は適切な方法で確実に保護されているか。	
	現状変更に対して適切に対処し、遺構の保護が図られているか。	
	史跡の本質的な価値を有しないその他の要素（工作物・道路・樹木）の除却について、遺構を傷つけることなく行われているか。	
	今後保存が望まれる範囲について、追加指定に向けた準備や働きかけがなされているか。	
	指定地内の民有地の公有化に向け、地権者の要望も踏まえた計画的な働きかけをしているか。	
活用	史跡周辺の環境保全のために、地域住民や関連機関との合意・連携は図られているか。	
	条例・指針等、環境保全の措置を定め実行されているか。	
	活用事業に携わる人々は、遺跡の価値を共有し参画できているか。	
	史跡が古墳時代終末期の古墳について学習する場として機能しているか。その学習のための適切な情報や機会を提供できているか。	
	教育機関（小・中・高・大学生）との連携は図られているか。	
	生涯学習活動との連携は図られているか。	
	住民交流の場・憩いの場として活用されているか。	
	二子塚古墳の全容解明のための継続的・計画的な調査研究は適切に行われているか。	
	周辺地域の歴史文化遺産や文化施設との一体的で有効な連携は図られているか。	
	府内外の終末期の古墳との連携は図られているか。	
	史跡の価値を普及させるための情報発信は十分に行われているか。	
	活用事業に関連した各種調査成果は適切に整理・公開されているか。	
	整備	遺構保護のための盛土整備は適切に行われているか。
		公有地の史跡としての有効活用が図られているか。
		公有地化された史跡や町立資料館などの歴史文化施設での解説・展示施設に不足はないか。情報や表現手法は適切なものか。
運営・体制	保存管理と活用に必要な体制が整えられているか。	
	住民と協働での保存管理と活用の運営は、適切な方法で行われているか。	
	関係団体や解説ボランティアの育成が図られているか。	
	国・府・町関連部局・関係団体との連携が図られているか。	
	周辺公共施設・交通機関との連携が図られているか。	
	関連機関との情報共有は図られているか。	
	保存管理・活用・運営に必要な予算や人員を十分確保し、適切に配分できているか。	